

予算特別委員会資料

平成 31 年度予算説明書

市長室
行財政局

目 次

I	平成 31 年度市長室・行財政局事業の概要	1
II	予 算 議 案	
	予算第 1 号議案 平成 31 年度神戸市一般会計予算	8
	予算第 13 号議案 平成 31 年度神戸市公債費予算	42
III	関 連 議 案	
	第 1 号議案 神戸市区の設置等に関する条例の件	52
	第 2 号議案 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の件	69
	第 3 号議案 神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例の件	93
	第 4 号議案 神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件	104
	第 5 号議案 神戸市職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の件	106
	第 6 号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件	110
	第 7 号議案 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件	113
	第 8 号議案 旅費条例の一部を改正する条例の件	117
	第 26 号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件	120
IV	報 告	
	消費税率改定に伴う外郭団体等自主料金の改定の件	124

I 平成 31 年度市長室・行財政局事業の概要

1 総 括

平成 31 年度予算では、暮らしの質と都市の価値の向上をめざして、総合性を発揮し、あらゆる施策にバランスよく取り組むとともに、新たな政策展開に積極果敢に挑戦していく。その中でも重要課題として、子育て・教育分野への重点的な投資、経済基盤となるインフラ整備と地域の特性を活かした上質なまちづくりに取り組み、安定した経済成長と市民所得の向上、持続可能な社会保障と財政基盤の構築をめざす。

これまで以上に、スピード感をもって時代の変化に対応し、神戸を「さらなる高み」へ押しあげ、未来の世代が過度な負担を背負い込むことがないように、新しい時代の行政サービスをめざし、業務改革など行財政改革を進め、持続可能な大都市経営を推進する。

2 主要事業の概要

(1) 時代の変化に対応した市政改革の推進

少子・超高齢社会の進展などにより複雑化・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応しながら、限りある人材の中で、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供するため、働き方改革（業務改革）を全庁挙げて強力に推進する。それにより、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に取り組むとともに、職員一人ひとりのさらなる意識と能力の向上に努め、現場対応力の強化をはかり、市政改革を積極的に推進する。

(2) 市役所改革の推進

職員が明るく前向きに仕事ができる環境をつくとともに、市民に信頼される市役所にしていくため、コンプライアンスの遵守や各種制度の見直しなど、市役所全体の改革を推進する。

(3) 本庁舎再整備関連事業

本庁舎 2 号館は、築 61 年を迎え老朽化が進み、建替えが必要な時期に至っている。建替えにあたっては、平成 30 年 3 月に策定した「本庁舎 2 号館再整備基本構想」を踏まえて策定する「本庁舎再整備基本計画」に基づいて整備を進める。今年度は、この整備事業者を選定するための検討を進めるとともに、2 号館及び 3 号館入居部局を中心に、市役所近隣の民間ビルに順次移転させていく。

(4) 事務効率化の取り組み

人事・給与・福利厚生などの総務事務について、総務事務センターによる事務の集約化やICTの利活用による事務の効率化を推進する。

また、行政事務センターにおいて、定型的な行政手続きに係る対応等を集中することにより業務効率を向上させ、限られた人的資源を有効に活用し、市民サービスの向上をはかる。

(5) 公正な職務執行の推進

「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」に基づき、コンプライアンスを推進し、公正な職務執行や服務倫理の徹底をはかるとともに、事務事業の監理・調査等を通じて、不適正な事務処理や不祥事などの未然防止に努める。

また、「神戸市行政手続条例」による適切な事務執行をはかるほか、公益通報者保護制度の適正な運用に努める。

(6) 区役所機能の強化

兵庫区庁舎の整備をさらに進めるとともに、西神中央地域に建替え移転する西区庁舎の具体化に向け、神戸市が作成した要求水準書に基づき、(株)OMこうべが整備を行う。中央区庁舎も現市役所本庁舎3号館跡地に建替え移転するとし、実施設計および3号館の解体撤去工事を行う。

平成31年4月に北神支所を北神区役所に格上げし、北神地域の行政拠点を強化する。また、区役所の市税事務所移転・集約後のスペース等を活用し地域子育て支援拠点を整備するとともに、東灘区・北区・西区に設置している「おくやみコーナー」を、平成31年度中に全区・支所で実施するなど、市民サービスのさらなる向上をはかる。

(7) 内部管理業務

本庁舎の管理を行うとともに、公用車の管理、文書・法務・行政不服審査事務等を行う。

(8) 組織及び職員に関する事務

組織及び職員の定数を管理するほか、職員の適正配置をはかり、選考、服務、分限、懲戒、人事評価、人事制度の調査・研究等を行うとともに、常勤職員に対する給与の支給、給与制度の調査研究及び改善、職員研修その他人材育成、福利厚生事業等を行う。

また、働き方改革の視点をふまえた業務の再構築に取り組むとともに、「人材育成基本計画」に基づいて、職員一人ひとりの能力の向上や活用に向けた取り組みを行い、有能な職員集団の形成をめざす。

(9) 財政の企画及び調整、市債管理、資金運用

市財政全般の企画、調整、予算編成、執行管理、財政広報、市会提出議案の調製等を行う。

また、国・県等の各関係機関に対し、地方税財源の充実や財政措置の拡充などに関する要望活動を行い、財源確保に努めるとともに、適正な市債の発行及び管理、効率的な資金の運用を行う。

(10) 契約事務

工事請負契約、物品調達その他請負等の入札・契約事務のほか、契約事務に係る相談、指導及び調整を行う。

(11) 財産管理及び不動産の取得・処分、資産活用

公有財産、財産区有財産の管理、保全及び処分を行うとともに、公有財産事務の連絡及び調整を行うほか、未利用市有地等の市有財産の更なる利活用を積極的に推進していく。また、不動産の取得及びこれに伴う損失補償事務を行うとともに、用地取得関係事務の連絡及び調整を行う。

また、公共施設等総合管理計画に基づき計画的かつ適正な施設管理がはかれるよう、公共施設の総合的な管理（ファシリティマネジメント）を推進する。

(12) 市税の賦課徴収

市民税、固定資産税等の市税に関する賦課徴収事務を行うとともに、市税総額の確保と収入率の向上をはかるため、滞納整理を効率的に推進し、滞納繰越額の圧縮を目標に納税督促及び滞納処分事務を行う。

また、業務の効率化、市民サービスの向上をはかるため、新長田合同庁舎に税部門・区役所の市税事務所を移転・集約する。

(13) 公立大学法人神戸市外国語大学に関する事務

地方独立行政法人法に基づく評価委員会などに関する事務を適切に行い、自律的・効率的な運営による魅力的な大学づくりに向けた取り組みを支援する。

(14) 秘書事務

市長・副市長の秘書、叙勲、褒章及び表彰に関する事務等を行う。

(15) 国際交流の推進

神戸市国際交流推進大綱に基づき、神戸経済の活性化をめざして、海外ビジネスコーディネーターの配置やコウベ・インターナショナル・クラブを活用した情報発信など、庁内関係部局や外部関係機関との連携強化をはかりながら、戦略的に国際交流施策を展開する。あわせて、リオ・デ・ジャネイロ市（ブラジル）との姉妹都市提携50周年及びリガ市（ラトビア）との姉妹都市提携45周年を記念した事業を通じて相互利益型の国際交流を推進する。

また、増加する外国人の暮らしやすいまちづくりを推進するため、新たな外国人支援拠点の設置や外国語人材の活用、動画・ホームページを活用した多言語による生活情報の発信を行うほか、区役所窓口における電話通訳・同行通訳、奨学金支給などの留学生支援等を行う。

(16) 広報・情報発信

市民が求める市政情報をわかりやすく効果的に伝えるため、「広報紙K O B E」等の発行やホームページ、SNS、テレビ、ラジオなど最適な広報媒体による計画的な広報活動を展開するとともに、民間事業者のノウハウを活用した戦略的な広報を実施する。また、民間外部人材を配置し、神戸のプレゼンス向上を目的とした情報発信を推進するほか、引き続き「K O B E P Rアンバサダー」を通じた外国人ならではの視点による情報発信を国内外へ積極的に行う。

さらに、ホームページについては、2019年11月にリニューアルを行い、処理速度の高速化をはかるとともに、必要とする情報へのたどりつきやすさの改善をはかる。

(17) 市民の声の市政への反映

「市長への手紙」のほか、市民と直接対話を行う「対話フォーラム」や「出前トーク」、機動的に市民のニーズを把握するための「ネットモニター制度」などの広聴事業を通じて、幅広く「市民の声」を聴き、市政に反映させるとともに、施策実現例をホームページ等で積極的に発信していく。

また、市民からの市政に関する問い合わせに対応するため、「総合コールセンター」を運営する。

このほか、情報共有アプリ「K O B Eぽすと」を運用し、市民からの投稿による地域課題の迅速かつ効率的な把握に取り組む。

Ⅱ 予 算 議 案

(予算第 1 号議案)

平成 31 年度神戸市一般会計予算

一 般 会 計

1 歳入歳出予算一覧

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 市	税	308,621,816	
	1 市 民 税	152,619,764	
	2 固 定 資 産 税	112,484,554	
	3 軽 自 動 車 税	1,673,763	
	4 市 た ば こ 税	9,505,903	
	5 特 別 土 地 保 有 税	1	
	6 入 湯 税	299,677	
	7 事 業 所 税	9,209,824	
	8 都 市 計 画 税	22,828,330	
2 地 方 譲 与 税		4,711,000	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,610,000	
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,110,000	
	3 特 別 と ん 譲 与 税	534,000	
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	350,000	
	5 石 油 ガ ス 譲 与 税	45,000	
	6 森 林 環 境 譲 与 税	62,000	
3 利 子 割 交 付 金		260,000	
	1 利 子 割 交 付 金	260,000	
4 配 当 割 交 付 金		1,881,000	
	1 配 当 割 交 付 金	1,881,000	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,383,000	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,383,000	
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		322,000	
	1 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	322,000	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 議 会 費		2,159,032	
	1 議 会 費	2,159,032	
2 総 務 費		50,545,441	
	1 総 務 費	40,219,638	
	2 企 画 費	87,866	
	3 徴 税 費	6,841,957	
	4 財 産 管 理 費	1,146,044	
	8 庁 舎 等 建 設 費	2,249,936	
13 教 育 費		1,214,998	
	10 外 国 語 大 学 費	1,214,998	
15 諸 支 出 金		183,851,246	
	1 繰 出 金	176,947,659	
	2 過 年 度 支 出	1,800,000	
	3 雑 出	5,103,587	
16 予 備 費		700,000	
	1 予 備 費	700,000	

一 般 会 計

1 歳入歳出予算一覧

歳 入			
款	項	金 額	備 考
7 地方消費税交付金		28,067,738	
	1 地方消費税交付金	28,067,738	
8 ゴルフ場利用税交付金		341,000	
	1 ゴルフ場利用税交付金	341,000	
9 特別地方消費税交付金		1	
	1 特別地方消費税交付金	1	
10 自動車取得税交付金		910,000	
	1 自動車取得税交付金	910,000	
11 環境性能割交付金		380,000	
	1 環境性能割交付金	380,000	
12 軽油引取税交付金		6,384,000	
	1 軽油引取税交付金	6,384,000	
13 地方特例交付金		5,049,380	
	1 地方特例交付金	1,852,000	
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	3,197,380	
14 地方交付税		66,200,000	
	1 地方交付税	66,200,000	
15 交通安全対策特別交付金		455,000	
	1 交通安全対策特別交付金	455,000	
17 使用料及手数料		178,762	
	1 使 用 料	70,031	
	2 手 数 料	108,731	
18 国庫支出金		27,651	
	2 補 助 金	26,956	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考

一 般 会 計

1 歳入歳出予算一覽

歳 入			
款	項	金 額	備 考
	3 委 託 金	695	
19 県 支 出 金		2,420,362	
	2 補 助 金	41,403	
	3 委 託 金	2,378,959	
20 財 産 収 入		4,897,747	
	1 財 産 運 用 収 入	331,206	
	2 財 産 売 払 収 入	1,450,478	
	3 基 金 収 入	3,116,063	
21 寄 附 金		608,100	
	1 寄 附 金	608,100	
22 繰 入 金		19,801,638	
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,716,541	
	2 基 金 繰 入 金	18,085,097	
23 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
24 諸 収 入		7,633,745	
	3 事 業 収 入	19,935	
	6 過 年 度 収 入	15,000	
	7 雑 収 入	7,598,810	
25 市 債		92,740,600	
	1 市 債	92,740,600	
歳 入 合 計		553,274,541	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 市 税	308,621,816	302,001,776	6,620,040	本款の説明25頁
2 地 方 譲 与 税	4,711,000	4,682,000	29,000	
1 地方揮発油譲与税	1,610,000	1,606,000	4,000	
1 地方揮発油 譲与税	1,610,000	1,606,000	4,000	地方揮発油譲与税の譲与見込額
2 自動車重量 譲与税	2,110,000	2,168,000	△58,000	
1 自動車重量 譲与税	2,110,000	2,168,000	△58,000	自動車重量譲与税の譲与見込額
3 特別とん譲与税	534,000	512,000	22,000	
1 特別とん 譲与税	534,000	512,000	22,000	特別とん譲与税の譲与見込額
4 航空機燃料譲与税	350,000	350,000	-	
1 航空機燃料 譲与税	350,000	350,000	-	航空機燃料譲与税の譲与見込額
5 石油ガス譲与税	45,000	46,000	△1,000	
1 石油ガス 譲与税	45,000	46,000	△1,000	石油ガス譲与税の譲与見込額
6 森林環境譲与税	62,000	-	62,000	
1 森林環境 譲与税	62,000	-	62,000	森林環境譲与税の譲与見込額
3 利子割交付金	260,000	525,000	△265,000	
1 利子割交付金	260,000	525,000	△265,000	
1 利子割交付金	260,000	525,000	△265,000	利子割交付金の交付見込額
4 配当割交付金	1,881,000	1,945,000	△64,000	
1 配当割交付金	1,881,000	1,945,000	△64,000	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	1 配当割交付金	1,881,000	1,945,000	△64,000	配当割交付金の交付見込額
5	株式等譲渡所得割 交 付 金	1,383,000	791,000	592,000	
	1 株式等譲渡所得割 交 付 金	1,383,000	791,000	592,000	
	1 株式等譲渡 所得割 交 付 金	1,383,000	791,000	592,000	株式等譲渡所得割交付金の交付見込額
6	分離課税所得割 交 付 金	322,000	321,402	598	
	1 分離課税所得 割 交 付 金	322,000	321,402	598	
	1 分離課税 所得割 交 付 金	322,000	321,402	598	分離課税所得割交付金の交付見込額
7	地方消費税交付金	28,067,738	27,442,000	625,738	
	1 地方消費税 交 付 金	28,067,738	27,442,000	625,738	
	1 地方消費税 交 付 金	28,067,738	27,442,000	625,738	地方消費税交付金の交付見込額
8	ゴルフ場利用税 交 付 金	341,000	361,000	△20,000	
	1 ゴルフ場利用税 交 付 金	341,000	361,000	△20,000	
	1 ゴルフ場 利用税 交 付 金	341,000	361,000	△20,000	ゴルフ場利用税交付金の交付見込額
9	特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
	1 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
	1 特別地方 消費税 交 付 金	1	1	-	特別地方消費税交付金の交付見込額
10	自動車取得税 交 付 金	910,000	1,531,000	△621,000	
	1 自動車取得税 交 付 金	910,000	1,531,000	△621,000	
	1 自動車取得税 交 付 金	910,000	1,531,000	△621,000	自動車取得税交付金の交付見込額

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
11 環境性能割交付金	380,000	-	380,000	
1 環境性能割 交 付 金	380,000	-	380,000	
1 環境性能割 交 付 金	380,000	-	380,000	自動車税環境性能割交付金の交付見込額
12 軽油引取税交付金	6,384,000	6,313,000	71,000	
1 軽油引取税 交 付 金	6,384,000	6,313,000	71,000	
1 軽油引取税 交 付 金	6,384,000	6,313,000	71,000	軽油引取税交付金の交付見込額
13 地方特例交付金	5,049,380	1,420,000	3,629,380	
1 地方特例交付金	1,852,000	1,420,000	432,000	
1 地方特例 交 付 金	1,852,000	1,420,000	432,000	地方特例交付金の交付見込額
2 子ども・子育て 支援臨時交付金	3,197,380	-	3,197,380	
1 子ども・子育て 支援臨時交付金	3,197,380	-	3,197,380	子ども・子育て支援臨時交付金の交付見込額
14 地 方 交 付 税	66,200,000	67,861,000	△1,661,000	
1 地 方 交 付 税	66,200,000	67,861,000	△1,661,000	
1 地 方 交 付 税	66,200,000	67,861,000	△1,661,000	地方交付税の交付見込額
15 交通安全対策特別 交 付 金	455,000	504,000	△49,000	
1 交通安全対策 特 別 交 付 金	455,000	504,000	△49,000	
1 交通安全対策 特 別 交 付 金	455,000	504,000	△49,000	交通安全対策特別交付金の交付見込額
17 使用料及手数料	178,762	168,017	10,745	
1 使 用 料	70,031	73,683	△3,652	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 総務使用料	70,031	73,683	△3,652	
1 市 役 所	30,885	32,236	△1,351	本庁舎喫茶等
2 区 役 所	19,962	17,864	2,098	区庁舎駐車場等
3 公 会 堂	16,600	17,593	△993	会議室等
海外移住と 4 文化の交流 センター	2,584	2,584	-	会議室等
△相楽園会館	-	3,406	△3,406	会議室等
2 手 数 料	108,731	94,334	14,397	
2 総務手数料	108,731	94,334	14,397	
1 市 役 所	773	1	772	納税証明書
2 区 役 所	107,958	94,333	13,625	戸籍、住民基本台帳等
18 国 庫 支 出 金	27,651	1,552	26,099	
2 補 助 金	26,956	357	26,599	
1 総務費補助	26,956	357	26,599	
3 文化庁補助	3,250	-	3,250	
地方創生 5 推進交付金	17,552	-	17,552	
其他財産 6 整備費 補助	6,154	357	5,797	
3 委 託 金	695	1,195	△500	
1 総務費委託金	162	662	△500	
中長期在留者 2 住居地届出等 委託金	162	162	-	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
給与実態 △ 調査委託金	-	500	△500	
3 其他委託金	533	533	-	
1 財政調査等 委託金	363	363	-	
7 人権啓発 活動地方委託金	170	170	-	
19 県 支 出 金	2,420,362	2,354,244	66,118	
2 補 助 金	41,403	44,244	△2,841	
12 其 他 補 助	41,403	44,244	△2,841	
1 石油貯蔵 施設立地 対策等補助	21,945	21,945	-	
3 委任事務 補助	19,458	22,299	△2,841	
3 委 託 金	2,378,959	2,310,000	68,959	
1 総務費委託金	2,378,959	2,310,000	68,959	
2 県税徴収 委託金	2,378,959	2,310,000	68,959	
20 財 産 収 入	4,897,747	4,161,786	735,961	
1 財 産 運 用 収 入	331,206	327,300	3,906	
1 貸 地 料	294,569	283,023	11,546	
3 一 般 土 地	294,569	283,023	11,546	一般市有土地
2 貸 家 料	36,637	44,277	△7,640	
2 職 員 寮	11,335	11,202	133	待機宿舎等
7 一 般 建 物	25,302	33,075	△7,773	一般市有建物

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
2 財 産 売 払 収 入	1,450,478	803,340	647,138	
1 土 地 売 却 代	1,200,000	553,718	646,282	
3 一 般 土 地	1,200,000	553,718	646,282	一般市有土地売却代
2 建 物 売 却 代	100	100	-	
1 一 般 建 物	100	100	-	一般市有建物売却代
3 物 品 売 却 代	250,378	249,522	856	
1 行 財 政 局	250,378	249,522	856	共通物品等
3 基 金 収 入	3,116,063	3,031,146	84,917	
1 基 金 収 入	3,116,063	3,031,146	84,917	
1 都 市 整 備 等 基 金	56,699	53,753	2,946	預金利子等
2 公 債 基 金	3,043,418	2,959,142	84,276	預金利子等
3 財 政 調 整 基 金	724	650	74	預金利子
4 留 学 生 等 支 援 基 金	15,222	17,601	△2,379	預金利子等
21 寄 附 金	608,100	202,100	406,000	
1 寄 附 金	608,100	202,100	406,000	
2 其 他 寄 附	608,100	202,100	406,000	
1 市 長 室	100	100	-	
4 行 財 政 局	608,000	202,000	406,000	
22 繰 入 金	19,801,638	13,505,882	6,295,756	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 特別会計繰入金	1,716,541	1,631,087	85,454	各会計からの共回事務費、退職給与金等の負担繰入
1 母子父子寡婦 1 福祉資金貸付 事業費繰入金	20,874	24,113	△3,239	
1 一般経費 繰入	20,874	24,113	△3,239	
2 下水道事業 会計繰入金	464,697	504,660	△39,963	
1 一般経費 繰入	251,991	325,012	△73,021	
2 退職給与金 繰入	212,706	179,648	33,058	
3 港湾事業 会計繰入金	595,341	492,747	102,594	
1 一般経費 繰入	458,540	297,027	161,513	
2 退職給与金 繰入	136,801	195,720	△58,919	
4 新都市 整備事業 会計繰入金	287,515	269,348	18,167	
1 関連経費等 負担繰入	236,910	195,831	41,079	
2 退職給与金 繰入	50,605	73,517	△22,912	
5 自動車事業 会計繰入金	149,418	172,587	△23,169	
1 一般経費 繰入	149,418	172,587	△23,169	
6 水道事業 会計繰入金	198,696	167,632	31,064	
1 一般経費 繰入	195,680	164,616	31,064	
2 特別給与金 繰入	3,016	3,016	-	
2 基金繰入金	18,085,097	11,874,795	6,210,302	基金の取り崩し及び運用による繰入
1 基金繰入金	18,085,097	11,874,795	6,210,302	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	都市整備等				
1	基金繰入	4,262,302	233,292	4,029,010	
	公債基金				
2	繰入	13,809,317	11,630,404	2,178,913	
	留学生				
12	支援等	13,478	11,099	2,379	
	基金繰入				
23	繰越金	1	1	-	
	繰越金				
1	繰越金	1	1	-	
	繰越金				
1	繰越金	1	1	-	
24	諸収入	7,633,745	7,758,008	△124,263	
	事業収入				
3	事業収入	19,935	52,178	△32,243	
	文書事務				
1	文書事務	19,935	52,178	△32,243	港湾事業会計等からの郵送費収入
6	過年度収入	15,000	15,000	-	
	過年度収入				
1	過年度収入	15,000	15,000	-	
	諸給与金				
1	諸給与金戻入	15,000	15,000	-	過年度分の給与の精算金
7	雑収入	7,598,810	7,690,830	△92,020	
	延滞金加算金				
2	延滞金加算金及過料	420,100	420,100	-	延滞金、加算金
	市税				
1	市税	420,000	420,000	-	
	一般土地				
3	一般土地	100	100	-	
3	宝くじ収入	6,100,000	6,200,000	△100,000	宝くじ発売収益金収入見込額 発売予定回数 604回 発売限度額 190億円
5	償還金	33,111	36,161	△3,050	
	市役所				
2	市役所	22,242	24,317	△2,075	光熱水費等

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	3 区 役 所	10,014	11,266	△1,252	区役所目的外使用許可 光熱水費等
	47 公 会 堂	855	578	277	
	6 受 講 料	1,001	868	133	
	職 員 1 研 修 所 料 受 講 料	1,001	868	133	
	9 雑 入	1,044,598	1,033,701	10,897	
	1 市 長 室	112,132	111,356	776	上海事務所運営負担金、広報紙KOBE広告料収入等
	5 行 財 政 局	913,797	915,356	△1,559	派遣職員の人件費受入等
	16 市 会 事 務 局	18,669	6,989	11,680	
25 市	債	92,740,600	83,195,000	9,545,600	
1 市	債	92,740,600	83,195,000	9,545,600	起債承認見込額
	1 民 生 債	4,029,000	2,705,000	1,324,000	民生施設整備事業公債 4,029,000 千円
	2 衛 生 債	2,449,000	4,929,000	△2,480,000	神戸市民病院機構貸付金公債 2,212,000 千円 保健衛生施設整備事業公債 237,000 千円
	3 環 境 債	2,147,000	1,157,000	990,000	埋立処分地建設事業公債 272,000 千円 収集車両整備事業公債 180,000 千円 環境工場整備事業公債 1,539,000 千円 事業所等整備事業公債 156,000 千円
	4 土 木 債	10,194,000	6,567,000	3,627,000	道路整備事業公債 7,116,000 千円 公園整備事業公債 1,366,000 千円 河川整備事業公債 582,000 千円 海岸保全事業公債 1,130,000 千円
	5 都 市 計 画 債	2,078,000	3,312,000	△1,234,000	区画整理事業公債 239,000 千円 街路事業公債 1,839,000 千円
	6 住 宅 債	206,000	49,000	157,000	住宅建設事業公債 206,000 千円
	7 消 防 債	2,653,000	2,763,000	△110,000	消防施設整備事業公債 2,653,000 千円
	8 教 育 債	5,024,000	5,284,000	△260,000	学校教育施設整備事業公債 3,134,000 千円 社会教育施設整備事業公債 1,890,000 千円

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
9 其 他	12,049,000	6,495,000	5,554,000	危機管理対策事業公債 315,000 千円 庁舎等整備事業公債 4,487,000 千円 区総合庁舎整備事業公債 1,309,000 千円 文化施設等整備事業公債 627,000 千円 商工施設等整備事業公債 461,000 千円 農政施設整備事業公債 409,000 千円 漁業施設整備事業公債 115,000 千円 農業基盤整備事業公債 31,000 千円 神戸新交通株式会社貸付金公債 1,480,000 千円 高速鉄道事業会計出資金公債 2,604,000 千円 高速鉄道事業会計補助金公債 211,000 千円
10 臨時財政対策債	48,000,000	49,034,000	△1,034,000	
11 災害復旧債	3,911,600	-	3,911,600	海岸施設災害復旧事業公債 3,561,600 千円 漁業施設災害復旧事業公債 350,000 千円
△退職手当債	-	900,000	△900,000	
△ 県 民 税 所 得 割 △ 臨 時 交 付 金	-	3,198,187	△3,198,187	
歳入合計	553,274,541	530,242,956	23,031,585	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	伸び率	説 明
1 市 税	308,621,816	302,001,776	6,620,040	2.2	
現年課税分	307,061,945	300,456,297	6,605,648	2.2	
滞納繰越分	1,559,871	1,545,479	14,392	0.9	
1 市 民 税	152,619,764	147,178,652	5,441,112	3.7	
現年課税分	151,808,596	146,439,231	5,369,365	3.7	
滞納繰越分	811,168	739,421	71,747	9.7	
1 個 人	126,152,080	120,838,366	5,313,714	4.4	
現年課税分	125,366,066	120,120,144	5,245,922	4.4	
当年度分	125,046,546	119,705,208	5,341,338	4.5	
所得割	122,318,840	117,253,413	5,065,427	4.3	課税総所得金額の8/100
均等割	2,727,706	2,451,795	275,911	11.3	年額3,900円 ※うち400円は認知症事故救済制度等に充当
過年度分	319,520	414,936	△95,416	△ 23.0	
滞納繰越分	786,014	718,222	67,792	9.4	
2 法 人	26,467,684	26,340,286	127,398	0.5	
現年課税分	26,442,530	26,319,087	123,443	0.5	
当年度分	25,857,470	25,439,943	417,527	1.6	
法人税割	20,514,460	20,101,971	412,489	2.1	法人税額の12.1/100(9.7/100) ※平成31年10月1日以降、事業開始年度分 については8.4/100(6.0/100)
均等割	5,343,010	5,337,972	5,038	0.1	年額50,000円～3,000,000円

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	伸び率	説 明
過年度分	585,060	879,144	△294,084	△ 33.5	
滞納繰越分	25,154	21,199	3,955	18.7	
2 固定資産税	112,484,554	111,946,675	537,879	0.5	
現年課税分	111,907,843	111,318,170	589,673	0.5	
滞納繰越分	576,711	628,505	△51,794	△ 8.2	
1 固定資産税	111,702,258	111,164,379	537,879	0.5	
現年課税分	111,125,547	110,535,874	589,673	0.5	
当年度分	110,903,027	110,324,961	578,066	0.5	
土地	37,374,959	37,217,329	157,630	0.4	課税標準額の1.4/100
家屋	56,844,073	56,188,433	655,640	1.2	〃
償却資産	16,683,995	16,919,199	△235,204	△ 1.4	〃
過年度分	222,520	210,913	11,607	5.5	
滞納繰越分	576,711	628,505	△51,794	△ 8.2	
2 国有資産等所在 市町村交付金	782,296	782,296	-	0.0	
現年課税分	782,296	782,296	-	0.0	
国有資産等所在 市町村交付金	782,296	782,296	-	0.0	
3 軽自動車税	1,673,763	1,613,948	59,815	3.7	
1 軽自動車税	1,653,763	1,613,948	39,815	2.5	1台当たり年額2,000円～12,900円

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	伸び率	説 明
現年課税分	1,619,780	1,586,425	33,355	2.1	
滞納繰越分	33,983	27,523	6,460	23.5	
2 環境性能割	20,000	-	20,000	皆増	環境性能に応じて取得価格の0～2/100
4 市 た ば こ 税	9,505,903	9,365,422	140,481	1.5	製造たばこ1,000本につき 旧3級品以外:5,692円、旧3級品:4,000円 ※旧3級品は平成31年10月1日以降、5,692円
1 市 た ば こ 税	9,505,903	9,365,422	140,481	1.5	
現年課税分	9,505,903	9,365,422	140,481	1.5	
5 特別土地保有税	1	1	-	0.0	
1 特別土地 保有税	1	1	-	0.0	
滞納繰越分	1	1	-	0.0	
6 入 湯 税	299,677	287,203	12,474	4.3	宿泊客:1人1日150円 日帰客:1人1日75円
1 入 湯 税	299,677	287,203	12,474	4.3	
現年課税分	299,677	287,203	12,474	4.3	
7 事 業 所 税	9,209,824	9,083,924	125,900	1.4	
1 事 業 所 税	9,209,824	9,083,924	125,900	1.4	
現年課税分	9,208,694	9,082,511	126,183	1.4	資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25/100
当年度分	9,150,136	9,046,215	103,921	1.1	
過年度分	58,558	36,296	22,262	61.3	
滞納繰越分	1,130	1,413	△283	△20.0	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	伸び率	説 明
8 都 市 計 画 税	22,828,330	22,525,951	302,379	1.3	
1 都 市 計 画 税	22,828,330	22,525,951	302,379	1.3	
現 年 課 税 分	22,691,452	22,377,335	314,117	1.4	
当 年 度 分	22,683,084	22,368,555	314,529	1.4	
土 地	10,390,453	10,307,507	82,946	0.8	課税標準額の0.3/100
家 屋	12,292,631	12,061,048	231,583	1.9	〃
過 年 度 分	8,368	8,780	△412	△ 4.7	
滞 納 繰 越 分	136,878	148,616	△11,738	△ 7.9	

3 歳出予算の説明

(項)議会費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 議 会 費	2,159,032	2,133,829	25,203	-	12,000	18,669	2,128,363
1 議 会 費	2,159,032	2,133,829	25,203	-	12,000	18,669	2,128,363
1 議 員 費	1,343,799	1,350,473	△ 6,674	-	-	-	1,343,799
2 職 員 費	338,850	326,270	12,580	-	-	-	338,850
3 運 営 費	476,383	457,086	19,297	-	12,000	18,669	445,714

議会費の説明

- 議員の報酬、期末手当、旅費等 1,343,799 千円
- 職員の給料、職員手当等 338,850 千円
- 議会、委員会の運営費、議会活動広報費及び事務費 476,383 千円

(項)総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費	50,545,441	41,969,892	8,575,549	2,406,610	5,675,000	7,294,666	35,169,165
1 総 務 費	40,219,638	34,651,078	5,568,560	24,651	1,439,000	4,545,358	34,210,629
1 職 員 費	29,419,254	28,415,394	1,003,860	-	-	995,213	28,424,041
2 総 務 管 理 費	6,862,261	3,092,260	3,770,001	363	1,439,000	3,212,903	2,209,995
3 区 政 費	2,289,871	1,850,187	439,684	8,018	-	182,618	2,099,235
4 文 書 事 務 費	146,460	222,094	△ 75,634	-	-	19,935	126,525
5 職 員 研 修 及 福 利 厚 生 費	347,231	332,602	14,629	-	-	13,328	333,903
6 渉 外 費	384,796	290,903	93,893	16,270	-	31,686	336,840
7 広 報 費	477,282	436,319	40,963	-	-	80,108	397,174
8 広 聴 費	281,213	-	281,213	-	-	-	281,213
9 相 楽 園 会 館 費	11,270	11,319	△ 49	-	-	9,567	1,703

(第1目)職員費

本目は、市長、副市長及び一般職員の給料、職員手当等に要する経費である。

行財政局 29,419,254 千円

(第2目)総務管理費

本目は、秘書、総務、庁舎管理、行政経営、総務事務センター、法務、人事、組織制度、給与、厚生、財務、契約監理、各課の一般事務に要する経費である。

市長室 28,661 千円
行財政局 6,833,600 千円

(第3目)区政費

本目は、区役所の一般管理経費、区の個性をのばすまちづくり事業、市民サービスの向上等
区政振興に要する経費である。

行財政局 2,289,871 千円

(第4目)文書事務費

本目は、郵送事務等の文書集中管理に要する経費である。

行財政局 146,460 千円

(第5目)職員研修及福利厚生費

本目は、職員の研修、表彰、安全衛生、福利厚生に要する経費である。

行財政局 347,231 千円

(第6目)渉外費

本目は、国際交流活動・国際協力に要する経費である。

市長室 384,796 千円

(第7目)広報費

本目は、広報活動に要する経費である。

市長室 477,282 千円

(第8目)広聴費

本目は、広聴活動に要する経費である。

市長室 281,213 千円

(第9目)相楽園会館費

本目は、相楽園会館の管理運営に要する経費である。

行財政局 11,270 千円

(項)企画費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
2 企 画 費	87,866	125,527	△ 37,661	-	-	31,630	56,236
2 総 合 調 査 費	58,154	71,142	△ 12,988	-	-	31,350	26,804
3 行 政 調 査 費	29,712	54,385	△ 24,673	-	-	280	29,432

(第2目)総合調査費

本目は、海外事務所の運営等に要する経費である。

市長室 58,154 千円

(第3目)行政調査費

本目は、文書館の管理運営に要する経費である。

行財政局 29,712 千円

(項)徴 税 費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
3 徴 税 費	6,841,957	2,781,187	4,060,770	2,378,959	2,952,000	1,553,994	△ 42,996
1 賦 課 徴 収 費	6,837,811	2,772,750	4,065,061	2,378,959	2,952,000	1,553,994	△ 47,142
2 固 定 資 産 審 査 委 員 会 費	4,146	8,437	△ 4,291	-	-	-	4,146

(第1目)賦課徴収費

本目は、市税の賦課徴収、税務広報等に要する経費である。

1 一般事務に要する経費	813,143 千円
2 市税機械処理関係経費	951,693 千円
3 税務事務に要する経費	940,954 千円
4 税務広報に要する経費	4,890 千円
5 還付加算金	60,000 千円
6 新長田合同庁舎移転関係経費	4,067,131 千円
	行財政局 6,837,811 千円

(第2目)固定資産審査委員会費

本目は、固定資産評価審査委員会の運営に要する経費である。

行財政局 4,146 千円

(項)財産管理費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
4 財 産 管 理 費	1,146,044	439,394	706,650	3,000	-	1,090,615	52,429
1 財 産 管 理 費	1,146,044	439,394	706,650	3,000	-	1,090,615	52,429

(第1目)財産管理費

本目は、市有財産の活用、管理保全及び公有地の拡大に関する法律・国土利用計画法の施行に伴う事務、都市整備等基金の積立等に要する経費である。

1 市有財産の活用、管理、保全及び処分に要する経費等	215,946 千円
2 損害保険料	51,445 千円
3 一般土地購入費	100,000 千円
4 不動産取得及び連絡調整に要する経費	4,300 千円
5 規準地の鑑定料等に要する経費	2,496 千円
6 不動産評価審議会等の経費	7,840 千円
7 国土利用計画法に基づく事務等の経費	7,318 千円
8 都市整備等基金の積立	756,699 千円

行財政局 1,146,044 千円

(項)庁舎等建設費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
8 庁 舎 等 建 設 費	2,249,936	3,972,706	△ 1,722,770	-	1,284,000	73,069	892,867
1 区役所等庁舎整備費	2,249,936	3,972,706	△ 1,722,770	-	1,284,000	73,069	892,867

(第1目)区役所等庁舎整備費

本目は、区役所等庁舎整備に要する経費である。

行財政局 2,249,936 千円

(項)市民費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
3 市 民 費	-	149,073	△ 149,073	-	-	-	-
1 市 民 費	-	149,073	△ 149,073	-	-	-	-
△ 広 聴 費	-	149,073	△ 149,073	-	-	-	-

(項)外国語大学費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
13 教 育 費	1,214,998	1,208,042	6,956	-	-	8,000	1,206,998
10 外 国 語 大 学 費	1,214,998	1,145,402	69,596	-	-	8,000	1,206,998
1 運 営 推 進 費	1,214,998	1,145,402	69,596	-	-	8,000	1,206,998

(第1目)運営推進費

本目は、公立大学法人神戸市外国語大学への運営費交付金等に要する経費である。

行財政局 1,214,998 千円

(項)社会教育費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
13 教 育 費							
11 社 会 教 育 費	-	62,640	△ 62,640	-	-	-	-
△ 留 学 生 援 助 費	-	62,640	△ 62,640	-	-	-	-

(項)繰出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金	183,851,246	182,589,559	1,261,687	11,121,299	2,815,000	23,056,856	146,858,091
1 繰 出 金	176,947,659	175,770,323	1,177,336	11,121,299	2,815,000	20,012,714	142,998,646
1 市場事業費へ繰出金	58,184	154,419	△ 96,235	-	-	-	58,184
2 食肉センター事業費へ繰出金	540,996	537,063	3,933	-	-	-	540,996
3 国民健康保険事業費へ繰出金	14,688,124	14,685,624	2,500	7,237,771	-	-	7,450,353
4 農業共済事業費へ繰出金	100,307	97,882	2,425	-	-	-	100,307
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費へ繰出金	4,000	3,985	15	-	-	-	4,000
6 農業集落排水事業費へ繰出金	1,020,908	1,042,246	△ 21,338	-	-	-	1,020,908
7 市街地再開発事業費へ繰出金	6,122,665	6,320,082	△ 197,417	-	-	540,061	5,582,604
8 市営住宅営業費へ繰出金	2,117,695	3,765,352	△ 1,647,657	-	-	-	2,117,695
9 介護保険事業費へ繰出金	22,191,575	19,968,949	2,222,626	1,041,727	-	-	21,149,848
10 後期高齢者医療事業費へ繰出金	21,102,918	20,477,544	625,374	2,841,801	-	-	18,261,117
11 公債費へ繰出金	92,646,654	92,656,565	△ 9,911	-	-	16,187,786	76,458,868
12 下水道事業会計繰出金	4,799,714	4,976,248	△ 176,534	-	-	-	4,799,714
13 港湾事業会計繰出金	4,044,642	4,641,233	△ 596,591	-	-	3,284,867	759,775
14 自動車事業会計繰出金	588,257	554,009	34,248	-	-	-	588,257
15 高速鉄道事業会計繰出金	6,708,525	5,595,326	1,113,199	-	2,815,000	-	3,893,525
16 水道事業会計繰出金	211,007	292,284	△ 81,277	-	-	-	211,007
17 工業用水道事業会計繰出金	1,488	1,512	△ 24	-	-	-	1,488

繰出金の説明

○市場事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	58,184 千円
○食肉センター事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	540,996 千円
○国民健康保険事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	14,688,124 千円
○農業共済事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	100,307 千円
○母子父子寡婦福祉資金貸付事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	4,000 千円
○農業集落排水事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	1,020,908 千円
○市街地再開発事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	6,122,665 千円
○市営住宅事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	2,117,695 千円
○介護保険事業費へ繰出金	低所得者保険料軽減負担金及び 一般財源所要額繰出	22,191,575 千円
○後期高齢者医療事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	21,102,918 千円
○公債費へ繰出金	公債元利償還予定額等繰出	92,646,654 千円
○下水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	4,799,714 千円
○港湾事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	4,044,642 千円
○自動車事業会計へ繰出金	経営改善促進補助金等繰出	588,257 千円
○高速鉄道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	6,708,525 千円
○水道事業会計へ繰出金	阪神水道企業団繰出金等に 対する繰出	211,007 千円
○工業用水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	1,488 千円
	行財政局	176,947,659 千円

(項)過年度支出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金							
2 過 年 度 支 出	1,800,000	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000
1 過 年 度 支 出	1,800,000	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000

(第1目)過年度支出

本目は、市税の過年度返還金に要する経費である。

行財政局 1,800,000 千円

(項)雑出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金							
3 雑 出	5,103,587	5,019,236	84,351	-	-	3,044,142	2,059,445
1 諸 費	5,103,587	5,019,236	84,351	-	-	3,044,142	2,059,445

(第1目)諸費

本目は、公債基金の積立等に要する経費である。

1 公債基金造成等 5,103,587 千円

行財政局 5,103,587 千円

(項)予備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
16 予 備 費	700,000	700,000	-	-	-	-	700,000
1 予 備 費	700,000	700,000	-	-	-	-	700,000
1 予 備 費	700,000	700,000	-	-	-	-	700,000

行財政局 700,000 千円

4 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
広報紙制作	平成31年度～平成33年度	54,000	広報紙作成に要する経費
総合コールセンター運営	平成31年度～平成36年度	636,000	総合コールセンターの構築、運用に要する経費
本庁舎代表電話交換等業務	平成31年度～平成36年度	122,000	本庁舎代表電話交換等業務に要する経費
市役所本庁舎トイレ改修	平成31年度～平成32年度	281,000	市役所本庁舎トイレ改修に要する経費
市役所本庁舎エレベータ改修	平成31年度～平成32年度	635,000	市役所本庁舎エレベータ改修に要する経費
エネルギーセンター移設設計	平成31年度～平成32年度	54,000	エネルギーセンターの移設設計に要する経費
行政事務センター運営費	平成31年度～平成35年度	2,820,000	行政事務センターの取扱い業務拡大に要する経費
総務事務効率化事業	平成31年度～平成35年度	859,000	総務事務センター運営業務に要する経費
平成31年度地方債証券共同発行連帯債務	平成31年度～平成41年度	1,212,000,000 外に利息相当額	平成31年度における地方債の共同発行によって生ずる連帯債務
区役所窓口案内業務人材派遣	平成31年度～平成33年度	142,000	区役所案内業務・おくやみ手続き案内業務の人材派遣に要する経費
区電話交換業務委託	平成31年度～平成36年度	51,000	区電話交換業務委託に要する経費
区役所電話交換業務人材派遣	平成31年度～平成32年度	3,000	区電話交換業務の人材派遣に要する経費
収納管理業務	平成31年度～平成34年度	245,000	収納管理業務委託に要する経費

4 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
税務事務人材派遣等	平成31年度～平成32年度	86,000	税務事務人材派遣等に要する経費
兵庫区庁舎整備	平成31年度～平成32年度	40,000	兵庫区庁舎建設工事に要する経費
市役所本庁舎3号館解体	平成31年度～平成32年度	224,000	市役所本庁舎3号館解体工事に要する経費

5 市 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	4,029,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
神戸市民病院機構貸付金	2,212,000			
保健衛生施設整備事業	237,000			
埋立処分地建設事業	272,000			
収集車両整備事業	180,000			
環境工場整備事業	1,539,000			
事業所等整備事業	156,000			
道路整備事業	7,116,000			
公園整備事業	1,366,000			
河川整備事業	582,000			
海岸保全事業	1,130,000			
区画整理事業	239,000			
街路事業	1,839,000			
住宅建設事業	206,000			
消防施設整備事業	2,653,000			
学校教育施設整備事業	3,134,000			
社会教育施設整備事業	1,890,000			
危機管理対策事業	315,000			
庁舎等整備事業	4,487,000			
区総合庁舎整備事業	1,309,000			
文化施設等整備事業	627,000			
商工施設等整備事業	461,000			
農政施設整備事業	409,000			
漁業施設整備事業	115,000			
農業基盤整備事業	31,000			
神戸新交通株式会社貸付金	1,480,000			
高速鉄道事業会計出資金	2,604,000			
高速鉄道事業会計補助金	211,000			
臨時財政対策債	48,000,000			
災害復旧事業	3,911,600			

6 一時借入金

借入最高額

90,000,000 千円

地方債の平成29年度末における現在高並びに平成30年度末及び
平成31年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	平成29年度末 現 在 高	平成30年度末 現在高見込額	平成31年度中増減見込み		平成31年度末 現在高見込額
			平成31年度中 起債見込額	平成31年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債	427,813,894	444,602,925	28,780,000	30,952,976	442,429,949
(1) 民 生 債	11,323,437	13,867,951	4,029,000	430,632	17,466,319
(2) 衛 生 債	57,962,839	60,276,656	2,449,000	2,813,412	59,912,244
(3) 環 境 債	48,921,361	48,842,736	2,147,000	3,288,346	47,701,390
(4) 土 木 債	123,686,635	121,002,155	10,194,000	11,557,936	119,638,219
(5) 都 市 計 画 債	84,288,199	82,224,412	2,078,000	7,412,427	76,889,985
(6) 住 宅 債	2,139,882	1,918,267	206,000	198,453	1,925,814
(7) 消 防 債	9,805,961	12,442,861	2,653,000	349,750	14,746,111
(8) 教 育 債	89,685,580	104,027,887	5,024,000	4,902,020	104,149,867
2 災 害 復 旧 債	1,266,084	6,274,396	3,911,600	145,211	10,040,785
3 そ の 他	163,836,943	154,520,900	12,049,000	15,859,327	150,710,573
(1) 出 資 金	91,608,942	81,230,834	2,604,000	8,457,860	75,376,974
(2) 貸 付 金	39,983,627	38,729,380	1,480,000	2,024,207	38,185,173
(3) そ の 他	32,244,374	34,560,686	7,965,000	5,377,260	37,148,426
4 減 税 補 て ん 債	33,006,860	29,109,900	-	1,247,960	27,861,940
5 臨 時 税 収 補 て ん 債	799,001	799,001	-	-	799,001
6 臨 時 財 政 対 策 債	457,243,591	498,833,399	48,000,000	9,807,598	537,025,801
7 退 職 手 当 債	8,360,000	7,918,000	-	-	7,918,000
合 計	1,092,326,373	1,142,058,521	92,740,600	58,013,072	1,176,786,049

(予算第 13 号議案)

平成 31 年度神戸市公債費予算

公 債 費

1 歳入歳出予算一覽

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		212,748,537	
	1 他 会 計 繰 入 金	173,747,638	
	2 基 金 繰 入 金	39,000,899	
2 市 債		63,694,000	
	1 市 債	63,694,000	
歳 入 合 計		276,442,537	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 公 債 費		276,442,537	
	1 公 債 費	276,442,537	
歳 出 合 計		276,442,537	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 繰 入 金	212,748,537	218,972,921	△ 6,224,384	
1 他 会 計 繰 入 金	173,747,638	183,525,756	△ 9,778,118	公債元利償還金、一時借入金利子及び発行手数料その他公債諸費に充当するための各会計からの繰入金
1 一 般 会 計 繰 入 金	92,646,654	92,656,565	△ 9,911	
1 元 金	30,120,772	31,240,988	△ 1,120,216	
2 利 子	11,799,976	13,060,384	△ 1,260,408	
3 公 債 諸 費	691,006	632,393	58,613	
4 一 時 借 入 金 利 子	30,000	30,000	-	
5 満 期 一 括 償 還 積 立 金	50,004,900	47,692,800	2,312,100	
2 市 場 事 業 費 繰 入 金	198,479	209,665	△ 11,186	
1 元 金	142,946	144,007	△ 1,061	
2 利 子	50,329	61,313	△ 10,984	
3 公 債 諸 費	2,204	45	2,159	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	3,000	4,300	△ 1,300	
3 食 肉 セ ン タ ー 事 業 費 繰 入 金	266,498	262,078	4,420	
1 元 金	239,267	231,126	8,141	
2 利 子	26,032	30,940	△ 4,908	
3 公 債 諸 費	1,199	12	1,187	
4 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費 繰 入 金	43,300	50,021	△ 6,721	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	1 元 金	43,300	50,021	△ 6,721	
5	農業集落排水 事業費 繰入金	892,028	915,089	△ 23,061	
	1 元 金	690,444	681,471	8,973	
	2 利 子	148,208	172,689	△ 24,481	
	3 公 債 諸 費	1,676	1,829	△153	
	4 満 期 一 括 償 積 立 還 金	51,700	59,100	△ 7,400	
6	市街地再開 事業費 繰入金	6,994,529	5,582,611	1,411,918	
	1 元 金	3,560,579	2,252,973	1,307,606	
	2 利 子	507,401	462,995	44,406	
	3 公 債 諸 費	5,949	42,243	△ 36,294	
	4 満 期 一 括 償 積 立 還 金	2,920,600	2,824,400	96,200	
7	市営住宅 事業費 繰入金	10,259,022	10,631,369	△ 372,347	
	1 元 金	6,656,370	6,900,353	△ 243,983	
	2 利 子	1,487,010	1,683,524	△ 196,514	
	3 公 債 諸 費	65,042	44,792	20,250	
	4 満 期 一 括 償 積 立 還 金	2,050,600	2,002,700	47,900	
8	下水道 事業会 繰入金	12,152,623	14,632,506	△ 2,479,883	
	1 元 金	9,636,556	11,911,919	△ 2,275,363	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	2 利 子	2,499,694	2,720,181	△ 220,487	
	3 公 債 諸 費	16,373	406	15,967	
9	港 湾 事 業 会 計 金 繰 入 金	14,273,718	20,941,380	△ 6,667,662	
	1 元 金	11,430,169	17,588,730	△ 6,158,561	
	2 利 子	2,189,720	2,579,191	△ 389,471	
	3 公 債 諸 費	64,429	80,859	△ 16,430	
	4 満 期 一 括 債 積 立 還 金	589,400	692,600	△ 103,200	
10	新 都 市 整 備 会 計 金 繰 入 金	19,286,092	20,828,334	△ 1,542,242	
	1 元 金	18,682,000	20,107,000	△ 1,425,000	
	2 利 子	571,855	690,769	△ 118,914	
	3 公 債 諸 費	32,237	30,565	1,672	
11	自 動 車 事 業 会 計 金 繰 入 金	314,568	354,615	△ 40,047	
	1 元 金	270,710	308,425	△ 37,715	
	2 利 子	38,023	42,937	△ 4,914	
	3 公 債 諸 費	5,835	3,253	2,582	
12	高 速 鉄 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	13,803,894	13,708,810	95,084	
	1 元 金	10,896,484	10,678,311	218,173	
	2 利 子	2,844,065	3,014,714	△ 170,649	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	3 公 債 諸 費	63,345	15,785	47,560	
13	水 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	2,319,818	2,382,478	△ 62,660	
	1 元 金	1,781,355	1,803,449	△ 22,094	
	2 利 子	538,463	579,029	△ 40,566	
14	工 業 用 水 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	296,415	292,082	4,333	
	1 元 金	223,793	226,788	△ 2,995	
	2 利 子	70,276	65,294	4,982	
	3 公 債 諸 費	2,346	-	2,346	
	△ 駐 車 場 事 業 費 繰 入 金	-	78,153	△ 78,153	
2	基 金 繰 入 金	39,000,899	35,447,165	3,553,734	公債基金からの繰入金
	1 公 債 基 金 繰 入 金	39,000,899	35,447,165	3,553,734	
	1 元 金	38,618,916	35,238,759	3,380,157	
	2 利 子	181,957	208,387	△ 26,430	
	3 公 債 諸 費	200,026	19	200,007	
2	市 債	63,694,000	58,112,000	5,582,000	
	1 市 債	63,694,000	58,112,000	5,582,000	
	1 借 換 債	63,694,000	58,112,000	5,582,000	公募債等の借換額
	歳 入 合 計	276,442,537	277,084,921	△ 642,384	

3 歳出予算の説明

(項)公債費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 公 債 費	276,442,537	277,084,921	△ 642,384	-	63,694,000	120,101,883	92,646,654
1 公 債 費	276,442,537	277,084,921	△ 642,384	-	63,694,000	120,101,883	92,646,654
1 元 金	191,977,261	194,112,254	△ 2,134,993	-	63,694,000	98,162,489	30,120,772
2 利 子	22,953,009	25,373,501	△ 2,420,492	-	-	11,153,033	11,799,976
3 公 債 諸 費	1,151,667	852,866	298,801	-	-	460,661	691,006
4 一 時 借 入 金 利 子	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000
5 減 債 積 立 金	60,330,600	56,716,300	3,614,300	-	-	10,325,700	50,004,900

公債費の説明

○ 公債の元金償還金	191,977,261 千円
○ 公債の利子及び割引発行の場合の割引料	22,953,009 千円
○ 公債の発行及び償還に伴う諸費	1,151,667 千円
○ 歳計現金不足を補うための一時借入金の利子	30,000 千円
○ 満期一括償還積立金	55,620,200 千円
○ 公債基金への積立	4,710,400 千円

地方債の平成29年度末における現在高並びに平成30年度末及び平成31年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	平成29年度末 現 在 高	平成30年度末 現在高見込額	平成31年度中増減見込み		平成31年度末 現在高見込額
			平成31年度中 起 債 見 込 額	平成31年度中 元 金 償 還 見 込 額	
公 債 基 金 債	19,116,169	21,855,274	4,710,400	3,302,516	23,263,158

Ⅲ 関 連 議 案

第 1 号議案

神戸市区の設置等に関する条例の件

神戸市区の設置等に関する条例を次のように制定する。

平成31年 2 月 12 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市区の設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第 1 項及び第 2 項の規定に基づき，本市の区域を分けて区を設け，区の事務所及びその出張所を置くことを定めるとともに，区の事務所及びその出張所の位置，名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務を定めるものとする。

(区の設定)

第 2 条 本市の区域を分けて区を設け，その区名及び区域は次の表のとおりとする。

区名	区域
東灘区	ア 魚崎北町 1－8 丁目，魚崎中町 1－4 丁目，魚崎西町 1－4 丁目，魚崎浜町，魚崎南町 1－8 丁目，渦森台 1－4 丁目，青木 1－6 丁目，岡本 1－9 丁目
	カ 鴨子ヶ原 1－3 丁目，北青木 1－4 丁目，甲南台，甲南町 1－5 丁目，向洋町中 1－9 丁目，向洋町西 1－6 丁目，向洋町東 1－4 丁目
	サ 住吉台，住吉浜町，住吉東町 1－5 丁目，住吉本町 1－3 丁目，住吉南町 1－5 丁目，住吉宮町 1－7 丁目，住吉山手 1－9 丁目
	タ 田中町 1－5 丁目
	チ 西岡本 1－7 丁目
	ハ 深江北町 1－5 丁目，深江浜町，深江本町 1－4 丁目，深江南町 1－5 丁目，本庄町 1－3 丁目
	マ 御影 1－3 丁目，御影石町 1－4 丁目，御影郡家 1－2 丁目，

		御影塚町 1—4 丁目，御影中町 1—8 丁目，御影浜町，御影本町 1—8 丁目，御影山手 1—6 丁目，本山北町 1—6 丁目，本山町岡本，本山町北畑，本山町田中，本山町田辺，本山町中野，本山町野寄，本山町森，本山中町 1—4 丁目，本山南町 1—9 丁目，森北町 1—7 丁目，森南町 1—3 丁目
灘区	ア	青谷町 1—4 丁目，赤坂通 1—8 丁目，赤松町 1—3 丁目，天城通 1—8 丁目，泉通 1—6 丁目，一王山町，岩屋，岩屋北町 1—7 丁目，岩屋中町 1—5 丁目，岩屋南町，上野，上野通 1—8 丁目，烏帽子町 1—3 丁目，王子町 1—3 丁目，大石，大石北町，大石東町 1—6 丁目，大石南町 1—3 丁目，大内通 1—6 丁目，大月台，大土平町 1—2 丁目
	カ	上河原通 1—4 丁目，神ノ木通 1—4 丁目，神前町 1—4 丁目，岸地通 1—5 丁目，記田町 1—5 丁目，楠丘町 1—6 丁目，国玉通 1—4 丁目，倉石通 1—6 丁目，高德町 1—6 丁目，五毛，五毛通 1—4 丁目
	サ	桜ヶ丘町，桜口町 1—5 丁目，鹿ノ下通 1—3 丁目，篠原，篠原伯母野山町 1—3 丁目，篠原北町 1—4 丁目，篠原台，篠原中町 1—6 丁目，篠原本町 1—5 丁目，篠原南町 1—7 丁目，下河原通 1—5 丁目，将軍通 1—4 丁目，城内通 1—5 丁目，城の下通 1—3 丁目，新在家北町 1—2 丁目，新在家南町 1—5 丁目，水車新田，水道筋 1—6 丁目，千旦通 1—4 丁目，曾和町 1—3 丁目
	タ	高尾通 1—4 丁目，高羽，高羽町 1—5 丁目，土山町，鶴甲 1—5 丁目，寺口町，徳井町 1—5 丁目，友田町 1—5 丁目
	ナ	中郷町 1—5 丁目，中原通 1—7 丁目，永手町 1—5 丁目，長峰台 1—2 丁目，灘北通 1—10 丁目，灘浜町，灘浜東町，灘南通 1—6 丁目
	ハ	畑原，畑原通 1—5 丁目，浜田町 1—4 丁目，原田，原田通 1—3 丁目，稗原町 1—4 丁目，日尾町 1—3 丁目，琵琶町 1—

		3丁目，備後町1－5丁目，深田町1－4丁目，福住通1－8丁目，船寺通1－6丁目
	マ	摩耶海岸通1－2丁目，摩耶山，摩耶山町，摩耶埠頭，味泥町，箕岡通1－4丁目，都通1－5丁目，宮山町1－3丁目，森後町1－3丁目
	ヤ	薬師通1－4丁目，八幡町1－4丁目，山田町1－3丁目，大和町1－5丁目，弓木町1－5丁目
	ラ	六甲山町，六甲台町，六甲町1－5丁目
中央区	ア	相生町1－5丁目，明石町，旭通1－5丁目，吾妻通1－6丁目，生田町1－4丁目，磯上通1－8丁目，磯辺通1－4丁目，伊藤町，江戸町，小野柄通1－8丁目，小野浜町
	カ	海岸通，海岸通1－6丁目，籠池通1－7丁目，加納町1－6丁目，上筒井通1－7丁目，神若通1－7丁目，北長狭通1－8丁目，北野町1－4丁目，北本町通1－6丁目，京町，楠町1－8丁目，国香通1－7丁目，雲井通1－8丁目，熊内町1－9丁目，熊内橋通1－7丁目，神戸空港，神戸港地方，御幸通1－8丁目，琴ノ緒町1－5丁目，古湊通1－2丁目
	サ	栄町通1－7丁目，坂口通1－7丁目，三宮町1－3丁目，東雲通1－6丁目，下山手通1－9丁目，新港町，神仙寺通1－4丁目，諏訪山町
	タ	大日通1－7丁目，橘通1－4丁目，多聞通1－5丁目，筒井町1－3丁目
	チ	中尾町，中島通1－5丁目，中町通2－4丁目，中山手通1－8丁目，浪花町，西町，二宮町1－4丁目，布引町1－4丁目，野崎通1－7丁目
	ハ	旗塚通1－7丁目，八幡通1－4丁目，波止場町，花隈町，浜辺通1－6丁目，播磨町，東川崎町1－7丁目，東町，日暮通1－6丁目，葺合町，再度筋町，弁天町
	マ	前町，真砂通1－2丁目，港島1－9丁目，港島中町1－8丁

		目，港島南町1—7丁目，南本町通1—6丁目，宮本通1—7丁目，元町高架通，元町通1—7丁目
	ヤ	八雲通1—6丁目，山本通1—5丁目
	ワ	若菜通1—6丁目，脇浜海岸通，脇浜海岸通1—4丁目，脇浜町1—3丁目，割塚通1—7丁目
兵庫区	ア	芦原通1—6丁目，荒田町1—4丁目，石井町1—8丁目，磯之町，今出在家町1—4丁目，入江通1—3丁目，梅元町，永沢町2—4丁目，駅前通1—5丁目，駅南通1—5丁目，会下山町1—3丁目，大井通1—3丁目，小河通1—5丁目
	カ	笠松通5—10丁目，鍛冶屋町1—2丁目，上祇園町，上沢通1—8丁目，上三条町，上庄通1—3丁目，鳥原町，川崎町，神田町，菊水町1—10丁目，北逆瀬川町，北山町，切戸町，金平町1—2丁目，楠谷町，熊野町1—5丁目，御所通1—2丁目，五宮町，小松通2—6丁目，小山町
	サ	材木町，里山町，佐比江町，山王町1—2丁目，七宮町1—2丁目，島上町1—2丁目，清水町，下祇園町，下沢通1—8丁目，下三条町，新開地1—6丁目，神明町，須佐野通1—4丁目
	タ	大開通1—10丁目，大同町1—5丁目，高松町，滝山町，千鳥町1—4丁目，塚本通1—8丁目，築地町，都由乃町1—3丁目，出在家町1—2丁目，天王町1—4丁目，遠矢町1—2丁目，遠矢浜町
	チ	中之島1—2丁目，中道通1—9丁目，西上橋通1—2丁目，西橋通1—2丁目，西多聞通1—2丁目，西出町，西出町1—2丁目，西仲町，西宮内町，西柳原町
	ハ	羽坂通1—4丁目，馬場町，浜崎通，浜中町1—2丁目，浜山通1—6丁目，東尻池村，東出町1—3丁目，東柳原町，東山町1—4丁目，氷室町1—2丁目，兵庫運河，兵庫町1—2丁目，鶴越筋，鶴越町，平野町，福原町，船大工町，本町1—2

	丁目
	マ 松原通 1—5 丁目, 松本通 1—8 丁目, 三川口町 1—3 丁目, 御崎町 1—2 丁目, 御崎本町 1—4 丁目, 御崎村, 水木通 1—10 丁目, 三石通 1—3 丁目, 湊川町 1—10 丁目, 湊町 1—4 丁目, 湊山町, 南逆瀬川町, 南仲町, 明和通 1—3 丁目, 門口町
	ヤ 矢部町, 雪御所町, 夢野町 1—4 丁目, 吉田新田, 吉田町 1—3 丁目
	ワ 和田崎町 1—3 丁目, 和田宮通 2—8 丁目, 和田山通 1—2 丁目
北区	ア 青葉台, 赤松台 1—2 丁目, 有野台 1—9 丁目, 有野町有野, 有野町唐櫃, 有野町二郎, 有野中町 1—4 丁目, 有馬町, 泉台 1—7 丁目, 淡河町淡河, 淡河町勝雄, 淡河町北僧尾, 淡河町北畑, 淡河町木津, 淡河町行原, 淡河町神田, 淡河町中山, 淡河町野瀬, 淡河町萩原, 淡河町東畑, 淡河町神影, 淡河町南僧尾, 大池見山台, 大沢町市原, 大沢町上大沢, 大沢町神付, 大沢町簾, 大沢町中大沢, 大沢町日西原, 大原 1—3 丁目, 大脇台, 小倉台 1—7 丁目
	カ 柏尾台, 桂木 1—4 丁目, 鹿の子台北町 1—8 丁目, 鹿の子台南町 1—6 丁目, 唐櫃台 1—4 丁目, 唐櫃六甲台, 北五葉 1—7 丁目, 君影町 1—6 丁目, 京地 1—4 丁目, 甲栄台 1—5 丁目, 上津台 1—9 丁目, 幸陽町 1—3 丁目, 広陵町 1—6 丁目
	サ 桜森町, しあわせの村, 菖蒲が丘 1—3 丁目, 杉尾台 1—2 丁目, 鈴蘭台北町 1—9 丁目, 鈴蘭台西町 1—6 丁目, 鈴蘭台東町 1—9 丁目, 鈴蘭台南町 1—9 丁目, 星和台 1—7 丁目, 惣山町 1—5 丁目
	タ 谷上西町, 谷上東町, 谷上南町, 筑紫が丘 1—9 丁目, 道場町生野, 道場町日下部, 道場町塩田, 道場町道場, 道場町平田
	ナ 長尾町宅原, 長尾町上津, 中里町 1—2 丁目, 鳴子 1—3 丁目, 西大池 1—2 丁目, 西山 1—2 丁目

	ハ	八多町上小名田，八多町下小名田，八多町附物，八多町中，八多町西畑，八多町屏風，八多町深谷，八多町柳谷，八多町吉尾，花山台，花山中尾台1－3丁目，花山東町，東有野台1－5丁目，東大池1－3丁目，日の峰1－5丁目，ひよどり台1－5丁目，ひよどり北町1－3丁目，ひよどり台南町1－4丁目，藤原台北町1－7丁目，藤原台中町1－8丁目，藤原台南町1－5丁目
	マ	松が枝町1－3丁目，松宮台1－2丁目，緑町1－8丁目，南五葉1－6丁目
	ヤ	山田町藍那，山田町小河，山田町小部，山田町上谷上，山田町坂本，山田町下谷上，山田町衝原，山田町中，山田町西下，山田町原野，山田町東下，山田町福地，山田町与左衛門新田
	ワ	若葉台1－4丁目
長田区	ア	池田上町，池田丘町，池田経町，池田塩町，池田新町，池田惣町，池田谷町2丁目，池田寺町，池田広町，池田宮町，一番町1－5丁目，一里山町，鶯町1－4丁目，腕塚町1－10丁目，梅ヶ香町1－2丁目，大谷町1－3丁目，大塚町1－9丁目，大橋町1－10丁目，大道通1－5丁目，重池町1－2丁目，御屋敷通1－6丁目
	カ	海運町2－8丁目，神楽町1－6丁目，片山町1－5丁目，上池田1－6丁目，苧藻島町1－3丁目，苧藻通1－7丁目，川西通1－5丁目，北町1－3丁目，久保町1－10丁目，源平町，五位ノ池町1－4丁目，高東町1－3丁目，五番町1－8丁目，駒栄町1－4丁目，駒ヶ林町1－6丁目，駒ヶ林南町
	サ	三番町1－5丁目，鹿松町1－3丁目，庄田町1－4丁目，庄山町1－4丁目，菅原通1－7丁目
	タ	大日丘町1－3丁目，大丸町1－3丁目，高取山町，高取山町1－2丁目，滝谷町1－3丁目，長者町，寺池町1－3丁目，戸崎通1－3丁目

	ナ	長尾町 1—2 丁目，長田町 1—9 丁目，長田天神町 1—7 丁目，長楽町 2—7 丁目，名倉町 1—5 丁目，七番町，浪松町 2—6 丁目，西尻池町 1—5 丁目，西代通 1—4 丁目，西丸山町 1—3 丁目，西山町 1—4 丁目，二番町 1—4 丁目，野田町 4—9 丁目
	ハ	萩乃町 1—3 丁目，蓮池町，蓮宮通 1—6 丁目，花山町 1—2 丁目，浜添通 1—8 丁目，林山町，東尻池新町，東尻池町 1—10 丁目，東丸山町，檜川町 1—3 丁目，雲雀ヶ丘 1—3 丁目，日吉町 1—6 丁目，二葉町 1—10 丁目，平和台町 1—3 丁目，房王寺町 1—7 丁目，細田町 1—7 丁目，堀切町，本庄町 2—8 丁目
	マ	前原町 1—2 丁目，松野通 1—4 丁目，真野町，丸山町 1—4 丁目，御蔵通 1—7 丁目，水笠通 1—6 丁目，南駒栄町，御船通 1—5 丁目，宮丘町 1—2 丁目，宮川町 1—9 丁目，明泉寺町 1—3 丁目
	ヤ	山下町 1—4 丁目，四番町 1—8 丁目
	ラ	六番町 1—8 丁目
	ワ	若松町 1—11 丁目
須磨区	ア	青葉町 1—4 丁目，磯馴町 1—6 丁目，板宿，板宿町 1—3 丁目，一ノ谷町 1—5 丁目，稲葉町 1—7 丁目，永楽町 1—3 丁目，戎町 1—6 丁目，大池町 1—5 丁目，大田町 1—8 丁目，大手，大手町 1—9 丁目，奥山畑町
	カ	神の谷 1—7 丁目，上細沢町，川上町 1—3 丁目，菊池町 1—2 丁目，北落合 1—6 丁目，北町 1—3 丁目，衣掛町 1—5 丁目，車，小寺町 1—4 丁目，権現町 1—3 丁目
	サ	桜木町 1—3 丁目，桜の杜 1—2 丁目，潮見台町 1—5 丁目，清水台，白川，白川台 1—7 丁目，神撫町 1—5 丁目，菅の台 1—7 丁目，須磨浦通 1—6 丁目，須磨寺町 1—5 丁目，須磨本町 1—2 丁目，関守町 1—3 丁目，禅昌寺町 1—2 丁目，外

	浜町 1－4 丁目
タ	大黒町 1－5 丁目，多井畑，多井畑東町，多井畑南町，高尾台 1－3 丁目，高倉台 1－8 丁目，高倉町 1－2 丁目，鷹取町 1－4 丁目，千歳町 1－4 丁目，千守町 1－2 丁目，月見山町 1－3 丁目，月見山本町 1－2 丁目，寺田町 1－3 丁目，天神町 1－5 丁目，道正台 1 丁目，常盤町 1－4 丁目，飛松町 1－5 丁目，戸政町 1－4 丁目，友が丘 1－9 丁目
ナ	中落合 1－4 丁目，中島町 1－3 丁目，西落合 1－7 丁目，西須磨
ハ	東落合 1－3 丁目，東白川台 1－5 丁目，東須磨，東町 1－4 丁目，平田町 1－5 丁目，古川町 1－4 丁目，宝田町 1－3 丁目，堀池町 1－2 丁目
マ	前池町 1－6 丁目，松風町 3－7 丁目，水野町，緑が丘 1－2 丁目，緑台，南落合 1－4 丁目，南町 1－3 丁目，行幸町 1－4 丁目，明神町 1－5 丁目，妙法寺，村雨町 3－6 丁目
ヤ	弥栄台 1－5 丁目，行平町 1－3 丁目，養老町 1－3 丁目，横尾 1－9 丁目
ラ	離宮西町 1－2 丁目，離宮前町 1－2 丁目，竜が台 1－7 丁目
ワ	若木町 1－4 丁目，若草町 1－3 丁目，若宮町 1－3 丁目
垂水区	ア 青山台 1－8 丁目，朝谷町，旭が丘 1－3 丁目，泉が丘 1－5 丁目，歌敷山 1－4 丁目，王居殿 1－3 丁目，大町 1－5 丁目，乙木 1－3 丁目
	カ 海岸通，霞ヶ丘 1－7 丁目，上高丸 1－3 丁目，狩口台 1－7 丁目，川原 1－5 丁目，神田町，北舞子 1－4 丁目，陸ノ町，向陽 1－3 丁目，五色山 1－8 丁目，小束台，小束台東，小束山 1－7 丁目，小束山手 1－3 丁目，小束山本町 1－4 丁目，御霊町
	サ 坂上 1－5 丁目，潮見が丘 1－2 丁目，塩屋北町 1－4 丁目，塩屋台 1－3 丁目，塩屋町，塩屋町 1－9 丁目，清水が丘 1－

		3丁目，清水通，下畑町，松風台1－2丁目，城が山1－5丁目，神陵台1－9丁目，神和台1－3丁目，清玄町，星陵台1－8丁目
	夕	高丸1－8丁目，多聞台1－5丁目，多聞町，千鳥が丘1－3丁目，千代が丘1－2丁目，つつじが丘1－7丁目，天ノ下町
	ナ	仲田1－3丁目，中道1－6丁目，西垂水町，西舞子1－9丁目，西脇1－2丁目，野田通
	ハ	馬場通，東垂水1－3丁目，東垂水町，東舞子町，日向1－2丁目，平磯1－4丁目，福田1－5丁目，星が丘1－3丁目，本多聞1－7丁目
	マ	舞子坂1－4丁目，舞子台1－8丁目，舞子陵，舞多聞西1－8丁目，舞多聞東1－3丁目，学が丘1－7丁目，瑞ヶ丘，瑞穂通，南多聞台1－8丁目，美山台1－3丁目，宮本町，名谷町，桃山台1－7丁目
	ヤ	山手1－8丁目
西区	ア	秋葉台1－3丁目，曙町，天が岡，伊川谷町有瀬，伊川谷町井吹，伊川谷町上脇，伊川谷町小寺，伊川谷町潤和，伊川谷町前開，伊川谷町長坂，伊川谷町布施畑，伊川谷町別府，池上1－5丁目，井吹台北町1－5丁目，井吹台西町1－8丁目，井吹台東町1－7丁目，今寺，岩岡町岩岡，岩岡町印路，岩岡町西脇，岩岡町野中，岩岡町古郷，枝吉1－5丁目，王塚台1－7丁目，大沢1－2丁目，大津和1－3丁目，押部谷町押部，押部谷町木津，押部谷町近江，押部谷町木見，押部谷町木幡，押部谷町細田，押部谷町栄，押部谷町高和，押部谷町西盛，押部谷町福住，押部谷町養田，押部谷町和田
	カ	学園西町1－8丁目，学園東町1－9丁目，樫野台1－6丁目，春日台1－9丁目，上新地1－3丁目，狩場台1－5丁目，神出町五百蔵，神出町池田，神出町北，神出町古神，神出町小東野，神出町田井，神出町東，神出町広谷，神出町宝勢，

	神出町南，神出町紫合，神出町勝成，北別府 1—5 丁目，北山台 1—3 丁目，糺台 1—6 丁目，小山 1—3 丁目
サ	桜が丘中町 1—6 丁目，桜が丘西町 1—6 丁目，桜が丘東町 1—6 丁目，白水 1—3 丁目，前開南町 1—2 丁目
タ	高雄台，高塚台 1—7 丁目，竹の台 1—6 丁目，玉津町居住，玉津町今津，玉津町上池，玉津町高津橋，玉津町小山，玉津町新方，玉津町田中，玉津町出合，玉津町西河原，玉津町二ツ屋，玉津町丸塚，玉津町水谷，玉津町森友，玉津町吉田，月が丘 1—7 丁目，天王山
ナ	中野 1—2 丁目，長畑町
ハ	櫛谷町池谷，櫛谷町菅野，櫛谷町谷口，櫛谷町寺谷，櫛谷町栃木，櫛谷町友清，櫛谷町長谷，櫛谷町福谷，櫛谷町松本，平野町印路，平野町大野，平野町大畑，平野町堅田，平野町黒田，平野町慶明，平野町繁田，平野町芝崎，平野町下村，平野町常本，平野町中津，平野町西戸田，平野町福中，平野町宮前，平野町向井，福吉台 1—2 丁目，富士見が丘 1—5 丁目，二ツ屋 1—2 丁目
マ	丸塚 1—2 丁目，美賀多台 1—9 丁目，水谷 1—3 丁目，見津が丘 1—7 丁目，南別府 1—5 丁目，美穂が丘 1—5 丁目，宮下 1—3 丁目，室谷 1—2 丁目，持子 1—3 丁目，森友 1—5 丁目
ラ	竜が岡 1—5 丁目
ワ	和井取

(区の事務所の位置，名称及び所管区域等)

第 3 条 区の事務所の位置，名称及び所管区域は，次の表のとおりとする。

区名	名称	位置	所管区域
東灘区	東灘区役所	神戸市東灘区住吉東町 5 丁目 2 番 1 号	東灘区

灘区	灘区役所	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号	灘区
中央区	中央区役所	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号	中央区
兵庫区	兵庫区役所	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号	兵庫区
北区	北区役所	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	北区（北神区役所の所管区域を除く。）
	北神区役所	神戸市北区藤原台中町1丁目2番1号	北区のうち次に掲げる区域 赤松台1—2丁目，有野台1—9丁目，有野町有野，有野町唐櫃，有野町二郎，有野中町1—4丁目，有馬町，淡河町淡河，淡河町勝雄，淡河町北僧尾，淡河町北畑，淡河町木津，淡河町行原，淡河町神田，淡河町中山，淡河町野瀬，淡河町萩原，淡河町東畑，淡河町神影，淡河町南僧尾，大沢町市原，大沢町上大沢，大沢町神付，大沢町簾，大沢町中大沢，大沢町日西原，鹿の子台北町1—8丁目，鹿の子台南町1—6丁目，唐櫃台1—4丁目，唐櫃六甲台，京地1—4丁目，上津台1—9丁目，菖蒲が丘1—3丁目，道場町生野，道場町日下部，道場町塩田，道場町道場，道場町平田，長尾町宅原，長尾町上津，

			西山 1—2 丁目，八多町上小名田，八多町下小名田，八多町附物，八多町中，八多町西畑，八多町屏風，八多町深谷，八多町柳谷，八多町吉尾，東有野台 1—5 丁目，東大池 1—3 丁目，藤原台北町 1—7 丁目，藤原台中町 1—8 丁目，藤原台南町 1—5 丁目
長田区	長田区役所	神戸市長田区北町 3 丁目 4 番地の 3	長田区
須磨区	須磨区役所	神戸市須磨区大黒町 4 丁目 1 番 1 号	須磨区
垂水区	垂水区役所	神戸市垂水区日向 1 丁目 5 番 1 号	垂水区
西区	西区役所	神戸市西区玉津町小山字川端 180 番地の 3	西区

2 区の事務所が分掌する事務は，次のとおりとする。

- (1) 区の住民生活に関する事項
- (2) 区の安全で安心なまちづくりに関する事項
- (3) 区の社会福祉，社会保障及び保健衛生に関する事項
- (4) 区の子供の育成等に関する事項

3 前項の規定の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

(区の事務所の出張所の位置，名称及び所管区域)

第 4 条 須磨区役所に支所を置き，その位置，名称及び所管区域は次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
須磨区役所 北須磨支所	神戸市須磨区 中落合 2 丁目	神の谷 1—7 丁目，北落合 1—6 丁目，車，桜の杜 1—2 丁目，清水台，白川，白川台 1—7

	2 番 5 号	丁目，菅の台 1—7 丁目，多井畑（渋人谷上，渋人谷下，地獄谷，東山ノ上），道正台 1 丁目，友が丘 1—9 丁目，中落合 1—4 丁目，西落合 1—7 丁目，東落合 1—3 丁目，東白川台 1—5 丁目，緑が丘 1—2 丁目，緑台，南落合 1—4 丁目，妙法寺（アチロ，円満林（2 番地の 1—2 番地の 251，6 番地の 2—6 番地の 42），榎原，口ノ川，兀山（1 番地—6 番地の 6），三ツ滝を除く。），弥栄台 1—5 丁目，横尾 1—9 丁目，竜が台 1—7 丁目，若草町 1—3 丁目
備考 所管区域の地番については，平成31年 1 月 1 日現在のものである。		

第 5 条 西区役所に出張所を置き，その位置，名称及び所管区域は，次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
西区役所 西神中央 出張所	神戸市西区 糺台 5 丁目 6 番地の 1	井吹台北町 1—5 丁目，井吹台西町 1—8 丁目，井吹台東町 1—7 丁目，榎野台 1—6 丁目，狩場台 1—5 丁目，糺台 1—6 丁目，竹の台 1—6 丁目，櫛谷町池谷，櫛谷町菅野，櫛谷町谷口，櫛谷町寺谷，櫛谷町栃木，櫛谷町友清，櫛谷町長谷，櫛谷町福谷，櫛谷町松本，春日台 1—9 丁目，平野町印路，平野町大野，平野町大畑，平野町堅田，平野町黒田，平野町慶明，平野町繁田，平野町芝崎，平野町下村，平野町常本，平野町中津，平野町西戸田，平野町福中，平野町宮前，平野町向井，美賀多台 1—9 丁目

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は，平成31年 4 月 1 日から施行する。

（区設置条例等の廃止）

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 神戸市区設置条例（昭和23年1月条例第1号）

(2) 神戸市区の事務所の名称，位置及び所管区域等に関する条例（昭和25年3月条例第164号）

(3) 神戸市区役所支所及び出張所設置条例（平成29年3月条例第47号）

（市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第3条 神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「神戸市区役所支所及び出張所設置条例（平成29年3月条例第47号）」を「神戸市区の設置等に関する条例（平成31年 月条例第 号）」に，「北区役所北神支所」を「北神区役所」に，「北神支所の所管区域」を「単に「北神区役所の所管区域」」に改め，同項第3号中「北神支所」を「北神区役所」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「区役所総務部保険年金医療課（）」の次に「北神区役所市民課及び」を加える。

第6条中「区役所保健福祉部（）」の次に「北神区役所保健福祉課及び」を加える。

（市税条例の一部改正）

第5条 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）の一部を次のように改正する。

第61条第1項中「（北区役所北神支所を除く。）」を削る。

理 由

北神区役所を設置するに当たり，条例を制定する必要があるため。

(参考 1)

神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例 ぬきがき

(____は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第4条 略

2 前項の費用弁償の額は，次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 灘区，中央区，兵庫区及び長田区 日額
3,000円

(2) 東灘区，北区（神戸市区役所支所及び出張所設置条例（平成29年3月条例第47号）に規定する北区役所北神支所の所管区域（次号において「北神支所の所管区域」という。）を除く。）及び須磨区 日額4,000円

(3) 北区（北神支所の所管区域に限る。），垂水区及び西区 日額5,000円

神戸市区の設置等に関する

条例（平成31年 月条例第 号）

北神区役所

単に「北神区役所の所管区域」

北神区役所

(参考 2)

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(国民健康保険料徴収業務手当)

第5条 国民健康保険料徴収業務手当は、区役所
総務部保険年金医療課(_____
____区役所支所市民課を含む。)に勤務する職員で
国民健康保険料の滞納徴収のための納付交渉業
務のうち規則で定める業務に従事するものに対
して支給し、その額は、日額200円とする。

(ケースワーク業務手当)

第6条 ケースワーク業務手当は、保健福祉局生
活福祉部保護課更生センター、障害福祉部障害
者福祉センター若しくは保健所保健センター、
こども家庭局こども企画育成部総合療育センタ
ー若しくはこども家庭センター又は区役所保健
福祉部(_____
____区役所支
所保健福祉課を含む。以下同じ。)に勤務する職
員で要保護者等の生活扶助、医療扶助等のケー
スワーク業務に勤務公署外において従事するも
の又は区役所保健福祉部生活支援課に勤務する
職員で専ら生活保護を申請する者等との面接業
務に従事するものに対して支給し、その額は、
日額300円とする。

(改正案)

北神区役所市民課及

び

北神区役所保健福祉課及び

(参考 3)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(審査申出書の提出等)

第61条 審査申出書は、審査の申出に係る固定資産が所在する区を所管する市税事務所又は区役所支所 (北区役所北神支所を除く。) を經由して、審査委員会に提出することができる。

2 略

(改 正 案)

第 2 号議案

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の件

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例を次のように制定する。

平成31年 2 月 12日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき，教育に関する事務のうちスポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）については，市長が管理し，及び執行するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成31年 4 月 1 日から施行する。

（事務分掌条例の一部改正）

2 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により管理し，及び執行する教育に関する事務に係る国際スポーツに関する事務を含む。）」を削り，同条市民参画推進局の項第4号を次のように改める。

(4) スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）

（スポーツ推進審議会条例の一部改正）

3 神戸市スポーツ推進審議会条例（昭和37年 3 月条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 4 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 6 条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

(自然の家条例の一部改正)

- 4 神戸市立自然の家条例(昭和48年3月条例第70号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第4号中「教育委員会において」を「市長がその」に改める。

第6条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会において必要」を「市長が必要がある」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会において」を「市長が」に改める。

第11条第1項から第3項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(市民スポーツ振興等基金条例の一部改正)

- 5 神戸市市民スポーツ振興等基金条例(昭和56年3月条例第76号)の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(ポートアイランドホール条例の一部改正)

- 6 神戸ポートアイランドホール条例(昭和59年3月条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条第2項から第5項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項第1号、第12条第4号及び第13条第1項第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第17条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附則第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(体育施設条例の一部改正)

- 7 神戸市立体育施設条例(平成8年3月条例第53号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第2項及び第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条中「教育委員会(」を「市長(」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条の2第2項から第5項までの規定中及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条、第14条第2項及び第16条第1項から第3項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附則第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(洞川教育キャンプ場条例の一部改正)

- 8 神戸市立洞川教育キャンプ場条例(平成27年10月条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に、同号ウ中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第2項から第5項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項第1号及び第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第17条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附則第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(自然の家条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例の規定による改正前の神戸市立自然の家条例，神戸ポートアイランドホール条例，神戸市立体育施設条例又は神戸市立洞川キャンプ場条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定に基づき教育委員会が行った許可，指定，承認その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可，承認の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては，施行日以後にあっては，市長が行った許可，指定，承認その他の行為又は市長に対してなされた許可，承認の申請その他の行為とみなす。

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき市長が管理し，及び執行する教育に関する事務の範囲を変更するに当たり，条例を制定する必要があるため。

(参考 1)

神戸市事務分掌条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(局及び室の設置並びに分掌事務)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項後段の規定により設置する局及び室並びにその分掌する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により管理し、及び執行する教育に関する事務に係る国際スポーツに関する事務を含む。）は、次のとおりとする。

略

市民参画推進局

(1)～(3) 略

(4) 国際スポーツに関する事項

略

(4) スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）

(参考 2)

神戸市スポーツ推進審議会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(所掌事務)

第2条 審議会は、スポーツ基本法第35条前段の規定に基づき意見を述べるほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。

市長

(1)～(6) 略

(組織)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

長

市

(1) 略

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要があると認める者

市長

(施行細目の委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

規則で

(参考 3)

神戸市立自然の家条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(施設)

第3条の2 略

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の施設について宿泊を伴わない使用をさせることができる。

市長

(使用の許可)

第4条 施設又はその附属設備を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

規則

市長

2 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用を許可しない。

市長

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会において使用を不適当と認めるとき。

市長がその

(許可の取消し等)

第6条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用を制限することができる。

(1) この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

規則

(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会において必要と認めるとき。

市長が必要が

(使用料の減免及び後納)

ある

第8条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、若しくは免除し、又は後納させることができる。

市長

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

市長が

(指定管理者の指定等)

第11条 教育委員会は、次に掲げる自然の家の管理に関する業務を自然の家の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

市長

市長

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

市長

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第3条の2第2項、第4条第1項及び第2項、第6条第3号、第8条並びに第9条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「第11条第1項に規定する指定管理者」とする。

市長

市

(施行細目の委任)

第12条 自然の家の休所日その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

(参考 4)

神戸市市民スポーツ振興等基金条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(施行細目の委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育
委員会規則で定める。

規則

(参考 5)

神戸ポートアイランドホール条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(使用の許可)

第4条 ホールを使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、ホールの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

規則

市長

2 略

(行為の制限)

第7条 ホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

規則

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

規則

2 略

(利用料金)

第8条 略

2 第4条第1項の許可を受けた者及び前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者等」と総称する。）は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

市長

3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

市長

4 指定管理者は、教育委員会の承認を得て定

市長

める基準により，利用料金の全部若しくは一部を返還し，又は利用料金を減額し，若しくは免除することができる。

- 5 教育委員会は，必要があると認めるときは，指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は，使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは，第4条第1項，第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を取り消し，又は施設等の使用若しくは第7条第1項の行為を制限し，若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2)～(4) 略

2 略

(入場の制限等)

第12条 指定管理者は，次の各号のいずれかに該当する者に対して，入場を拒絶し，又は退去を命ずることができる。

(1)～(3) 略

- (4) 施設等の管理上支障がある行為で教育委員会規則で定める行為をするおそれがある者

(遵守事項)

第13条 使用者等は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

- (4) 施設等の管理上支障がある行為で教育委員会規則で定める行為をしないこと。

(5) 略

市長

規則

規則

規則

2 略

(指定管理者の指定等)

第17条 教育委員会は、次に掲げるホールの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

市長

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

市長

(施行細目の委任)

第18条 ホールの使用時間及び休館日その他のこの条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

附 則

(施行期日)

1 略

(指定管理者不在等期間におけるホールの管理に関する業務)

2 教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は教育委員会が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第4条第1項及び第2項(第7条第2項及び第9条第2項において準用する場合を含む。)、第5条第1項(第7条第2項及び第9条第2項において準用する場合を含む。)及び第2項(第7条第2項及び第9条第2項にお

市長

市長

いて準用する場合を含む。), 第6条, 第7条第1項, 第9条第1項, 第11条第1項及び第2項, 第12条, 第14条並びに第15条第2項の規定の適用については, 第4条第1項中「ホールの管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「教育委員会」と, 同条第2項, 第5条第1項及び第2項, 第6条, 第7条第1項, 第9条第1項, 第11条第1項及び第2項, 第12条, 第14条並びに第15条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」とする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

- 3 教育委員会は, 指定管理者不在等期間においては, 指定管理者不在等開始時の直前の第8条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として, 使用者等から徴収することができる。

- 4 略

長

市長

市長

市長

市

(参考 6)

神戸市立体育施設条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(使用の許可)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせている体育施設（以下「指定管理施設」という。）にあつては、指定管理者）の許可を受けなければならない。

規則

市長

市長

2 教育委員会（指定管理施設にあつては、指定管理者）は、前項の許可に体育施設の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

市長

(許可の基準)

第5条 教育委員会（指定管理施設にあつては、指定管理者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

市長

(1), (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会（指定管理施設にあつては、指定管理者）がその使用を不適當であると認めるとき。

市長

2 教育委員会（指定管理施設にあつては、指定管理者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

市長

(1), (2) 略

(使用料)

第6条 略

2 体育施設の附属設備の使用料は、1設備1回
又は1時間につき3万円の範囲内において教育
委員会規則で定める額とする。

規則

(使用料の納付)

第7条 使用料は、前納しなければならない。た
だし、教育委員会規則で定める特別の理由があ
るときは、後納することができる。

規則

(使用料の減免)

第8条 教育委員会(指定管理施設にあつては、
指定管理者)は、教育委員会規則で定める特別
の理由があるときは、教育委員会規則で定める
ところにより、使用料を減額し、又は免除する
ことができる。

市長(

規則

規則

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、
教育委員会規則で定める特別の理由があるとき
は、その全部又は一部を返還することができ
る。

規則

(利用料金)

第9条の2 略

2 神戸市立ポートアイランドスポーツセンター
について第4条第1項の許可を受けた者は、別
表第5に定める額の範囲内においてあらかじめ
教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額
の利用料金を指定管理者に支払わなければなら
ない。

市長

3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、そ
の旨及び当該利用料金の額を告示するものとす
る。

市長

4 指定管理者は、教育委員会の承認を得て定め

市長

る基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

- 5 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

市長

(特別の設備の設置等)

第10条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会(指定管理施設にあっては、指定管理者)の許可を受けなければならない。

市長

2 略

(許可の取消し等)

第12条 教育委員会(指定管理施設にあっては、指定管理者)は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項若しくは第10条第1項の許可を取り消し、又は体育施設の使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

市長

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

規則

(2)～(4) 略

- 2 教育委員会(指定管理施設にあっては、指定管理者)は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

市長

(1), (2) 略

(入場の制限等)

第13条 教育委員会 (指定管理施設にあつては、指定管理者) は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育施設への入場を拒絶し、又は体育施設からの退場を命ずることができる。

市長

(1)～(4) 略

(原状回復の義務)

第14条 略

2 教育委員会 (指定管理施設にあつては、指定管理者) は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

市長

(指定管理者の指定等)

第16条 教育委員会は、次に掲げる神戸市立ポートアイランドスポーツセンター (以下この項において「センター」という。) の管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

市長

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

2 教育委員会は、次に掲げる体育施設 (神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。以下この項において同じ。) の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができる。

市長

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

3 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示す

市長

るものとする。

(施行細目の委任)

第17条 体育施設の供用日及び供用時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

(指定管理者不在等期間におけるポートアイランドスポーツセンターの管理に関する業務)

3 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターにつき教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は教育委員会が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における別表第5第2号の表備考3及び4の規定の適用については、別表第5第2号の表備考3及び4中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」とする。

市長

市長

市長

(指定管理者不在等期間の使用料)

4 教育委員会は、神戸市立ポートアイランドスポーツセンターの指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第9条の2第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することが

市長

できる。

5 略

(参考 7)

神戸市立洞川教育キャンプ場条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(使用の許可)

第5条 施設（テントを含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、キャンプ場の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

規則

市長

2 略

3 第1項の許可の申請は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める日から行うことができる。

(1) 次のいずれかに該当する団体 使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日。以下この条において同じ。）の3月前（当該団体の住所又は活動の本拠地が神戸市以外の区域にあると認められるときは、2月前）の日の属する月の初日（当該期日が教育委員会規則で定める日（以下「受付休止日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち受付休止日に当たらない最初の日）

規則

ア 略

イ 略

ウ ア又はイに掲げる団体に準ずるものとして教育委員会が認めるもの

市長

(2) 略

(利用料金)

第8条 略

2 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

市長

3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

市長

4 指定管理者は、教育委員会の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

市長

5 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

市長

（許可の取消し等）

第11条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第9条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

規則

(2)～(4) 略

2 略

（行為の禁止）

第13条 何人もキャンプ場において、その管理上支障がある行為で教育委員会規則で定めるものをしてはならない。

規則

（指定管理者の指定等）

第17条 教育委員会は、次に掲げるキャンプ場の管理に関する業務を指定管理者に行わせるもの

市長

とする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

市長

(施行細目の委任)

第18条 キャンプ場の休場日その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

附 則

(施行期日等)

1 略

(指定管理者不在等期間におけるキャンプ場の管理に関する業務)

2 教育委員会が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は教育委員会が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第5条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項、第7条、第9条第1項、第11条第1項及び第2項、第12条、第14条並びに第15条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「キャンプ場の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項、第6条第1項及び第2項、第7条、第9条第1

市長

市長

市長

市長

項，第11条第1項及び第2項，第12条，第14条並びに第15条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」とする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

- 3 教育委員会は，指定管理者不在等期間においては，指定管理者不在等開始時の直前の第8条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として，使用者から徴収することができる。

- 4 略

市長

市長

(参考 8)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ぬきがき

(職務権限の特例)

第23条 前2条の規定にかかわらず，地方公共団体は，前条各号に掲げるもののほか，条例の定めるところにより，当該地方公共団体の長が，次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し，及び執行することとすることができる。

(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

2 地方公共団体の議会は，前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に，当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第 3 号議案

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例の件
神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2 月 12日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例
(事務分掌条例の一部改正)

第 1 条 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

「 住宅都市局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 住宅及び住環境整備に関する事項
- (3) 建築に関する事項

第 1 条 中

みなと総局

- (1) 港湾に関する事項
- (2) 空港に関する事項
- (3) 新都市整備に関する事項

を

」

「 都市局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 新都市整備に関する事項

建築住宅局

- (1) 住宅及び住環境整備に関する事項 に改める。
- (2) 建築に関する事項

港湾局

- (1) 港湾に関する事項
- (2) 空港に関する事項

」

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年 1 月条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条中「行財政局主税部」を「行財政局税務部」に改める。

第8条中「こども家庭局こども企画育成部総合療育センター」を「こども家庭局こども育成部総合療育センター」に改める。

第10条中「こども家庭局こども企画育成部若葉学園」を「こども家庭局こども育成部若葉学園」に改める。

第23条中「みなと総局みなと振興部海務課」を「港湾局みなと振興部海務課」に改める。

第27条中「みなと総局みなと振興部海務課」を「港湾局みなと振興部海務課」に、「みなと総局に」を「港湾局に」に改める。

第28条中「みなと総局工務部」を「都市局新都市事業部又は港湾局工務・防災部」に改める。

（公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例の一部改正）

第3条 公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例（平成18年3月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条中「行財政局」を「企画調整局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（都市計画審議会条例の一部改正）

2 神戸市都市計画審議会条例（平成12年3月条例第105号）の一部を次のように改正する。

第6条中「住宅都市局」を「都市局」に改める。

（神戸港港湾審議会条例の一部改正）

3 神戸港港湾審議会条例（昭和49年1月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第9条中「みなと総局」を「港湾局」に改める。

（建築審査会条例の一部改正）

4 神戸市建築審査会条例（昭和30年6月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「住宅都市局」を「建築住宅局」に改める。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

- 5 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

神戸市建設局指定管理者選定評価委員会
神戸市住宅都市局指定管理者選定評価委員会

を

」

「

神戸市建設局指定管理者選定評価委員会
神戸市都市局指定管理者選定評価委員会
神戸市建築住宅局指定管理者選定評価委員会

に改め、

」

別表第1号の表神戸市みなと総局指定管理者選定評価委員会の項中「神戸市みなと総局指定管理者選定評価委員会」を「神戸市港湾局指定管理者選定評価委員会」に改める。

理 由

職制を改正するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市事務分掌条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(局及び室の設置並びに分掌事務)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項後段の規定により設置する局及び室並びにその分掌する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により管理し、及び執行する教育に関する事務に係る国際スポーツに関する事務を含む。）は、次のとおりとする。

略

住宅都市局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 住宅及び住環境整備に関する事項
- (3) 建築に関する事項

みなと総局

- (1) 港湾に関する事項
- (2) 空港に関する事項
- (3) 新都市整備に関する事項

都市局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 新都市整備に関する事項

建築住宅局

- (1) 住宅及び住環境整備に関する事項
- (2) 建築に関する事項

港湾局

- (1) 港湾に関する事項
- (2) 空港に関する事項

(参考 2)

神戸市職員の特種勤務手当に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(市税徴収業務手当)

第4条 市税徴収業務手当は、行財政局主税部に勤務する職員で庁舎外において納税者等と面談して行う市税の滞納徴収業務又は課税調査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。

行財政局税務部

(児童発達支援センター療育手当)

第8条 児童発達支援センター療育手当は、こども家庭局こども企画育成部総合療育センター、二、東部療育センター又は西部療育センターに勤務する職員でまるやま学園、ひまわり学園又はのばら学園の肢体不自由のある児童に対する整肢指導、言語訓練又は生活指導等の療育業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額250円とする。

こ
ども家庭局こども育成部総合療育センター

(児童自立支援業務手当)

第10条 児童自立支援業務手当は、こども家庭局こども企画育成部若葉学園（以下この条において「若葉学園」という。）に勤務する職員で次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額（第1号及び第2号に掲げる業務に従事する者に対しては、第1号に定める額）とする。

こども家庭局こども育成部若葉学園

(1)～(3) 略

(犬猫等放置死体処理手当)

第23条 犬猫等放置死体処理手当は、環境局事業部事業所又はみなと総局みなと振興部海務課に勤務する職員で市民からの通報その他の

港湾局みなと振興部海務課

通報による犬，猫等の放置死体の処理業務に従事するものに対して支給し，その額は，1件につき250円とする。

(船長等業務手当)

第27条 船長等業務手当は，みなと総局 みなと振興部海務課に勤務する船長，機関長，航海士又は機関士でみなと総局に所属する船舶における船長又は機関長の業務に従事するものに対して支給し，その額は，日額150円とする。

(粉じん作業手当)

第28条 粉じん作業手当は，みなと総局工務部に勤務する職員で埋立工事の現場又は開発造成地等における粉じん下の業務に従事するものに対して支給し，その額は，日額150円とする。

港湾局 みなと振興

部海務課

港湾局に

都市局 新都市事業

部又は港湾局工務・防災部

(参考 3)

公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行財政局において処理
する。

企画調整局

(参考 4)

神戸市都市計画審議会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、住宅都市局において
処理する。

都市局

(参考 5)

神戸港港湾審議会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、みなと総局において
処理する。

港湾局

(参考 6)

神戸市建築審査会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、住宅都市局において
処理する。

建築住宅局

(参考 7)

執行機関の附属機関に関する条例 めきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第 1 条関係)

(1) 市長の附属機関 (次号及び第 3 号の表に規定する附属機関を除く。)

附属機関	担任する事務
略	略
略	略
<u>神戸市建設局指定管理者選定評価委員会</u>	略
<u>神戸市住宅都市局指定管理者選定評価委員会</u>	
<u>神戸市みなと総局指定管理者選定評価委員会</u>	
略	
略	略

<u>神戸市建設局指定管理者選定評価委員会</u>	略
<u>神戸市都市局指定管理者選定評価委員会</u>	
<u>神戸市建築住宅局指定管理者選定評価委員会</u>	
<u>神戸市港湾局指定管理者選定評価委員会</u>	

(2)~(4) 略

第4号議案

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件
神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例
神戸市職員定数条例（昭和24年9月条例第146号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の事務部局の職員 8,120人（うち福祉事務所職員 737人）
- (2) 議会の事務部局の職員 35人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 14人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 23人
- (5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 9,456人（うち教育職員 8,512人）
- (6) 消防職員 1,431人
- (7) 人事委員会の事務部局の職員 16人
- (8) 農業委員会の事務部局の職員 10人
- (9) 交通局の職員 993人
- (10) 水道局の職員 657人
- (11) 合計 20,755人

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

事務事業の増減に伴い職員定数を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市職員定数条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 8,085人 (うち福祉事務所職員 692人, 教育職員 62人)

8,120人

737人

(2) 議会の事務部局の職員 35人

(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 14人

(4) 監査委員の事務部局の職員 23人

(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 9,534人 (うち教育職員 8,551人)

9,456人

8,512人

(6) 消防職員 1,430人

1,431人

(7) 人事委員会の事務部局の職員 16人

(8) 農業委員会の事務部局の職員 10人

(9) 交通局の職員 993人

(10) 水道局の職員 657人

(11) 合計 20,797人

20,755人

2 略

第5号議案

神戸市職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の件

神戸市職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）第12条第2項の規定に基づき、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、本市の職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であるものをいう。

2 この条例において「大学院等派遣研修」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これらに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であって、職員の同意を得て、市が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して規則で定めるものをいう。

3 この条例において「大学院等派遣研修費用」とは、旅費その他の大学院等派遣研修に必要な費用として規則で定めるものをいう。

4 この条例において「特別職地方公務員等」とは、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又はその業務が市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人として規則で定めるものに使用される者をいう。

(大学院等派遣研修費用の償還)

第3条 大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を市に償還しなければならない。

- (1) 当該大学院等派遣研修の期間 当該大学院等派遣研修のために市が支出した大学院等派遣研修費用の総額に相当する金額
 - (2) 当該大学院等派遣研修の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達するまでの期間 当該大学院等派遣研修のために市が支出した大学院等派遣研修費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職期間が遡増する程度に応じて100分の100から一定の割合で遡減するように規則で定める率を乗じて得た金額
- 2 前項の離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとする。
- 3 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
- (1) 地方公務員法第28条第2項の規定又は職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年2月条例第8号）第2条の規定による休職の期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の規則で定める休職の期間を除く。）
 - (2) 地方公務員法第29条の規定による停職の期間
 - (3) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間
 - (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をした期間
 - (5) 地方公務員法第26条の5の規定による自己啓発等休業をした期間

(6) 地方公務員法第26条の6の規定による配偶者同行休業をした期間
(適用除外)

第4条 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。

(1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第1項第2号に掲げる事由に該当して免職された場合又は同項第4号に掲げる事由に該当して免職された場合

(2) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

(3) 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

(4) 前3号に掲げる場合に準ずる場合として規則で定める場合

(5) 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及び当該任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合

(6) 前号に掲げる場合のほか、特別職地方公務員等となるため離職した場合であって、規則で定める場合

(特別職地方公務員等となった者に関する特例)

第5条 大学院等派遣研修を命ぜられた職員のうち、前条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き職員として採用された者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き職員として採用された者を含む。）が離職した場合には、同条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とみなして、第3条の規定を適用する。この場合において、同条第3項中「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び第5条第1項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として規則で

定める期間」とする。

- 2 大学院等派遣研修を命ぜられた職員のうち、前条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職する者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職する者を含む。）が、当該特別職地方公務員等でなくなった場合（引き続き職員として採用される場合又は引き続き当該特別職地方公務員等以外の特別職地方公務員等として在職する場合を除く。）には、当該特別職地方公務員等でなくなったことを離職したと、同条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とそれぞれみなして、前2条の規定を適用する。この場合において、第3条第3項中「次に掲げる期間」とあるのは「次に掲げる期間及び第5条第2項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として規則で定める期間」と、前条中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「特別職地方公務員等につき次の各号に掲げる場合に相当する場合として規則で定める場合」とする。

（施行細目の委任）

第6条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関し必要な事項を定めるに当たり、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）第12条第2項の規定に基づき、条例を制定する必要があるため。

第 6 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2 月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「別表第 1 第 1 号，第 3 号から第 8 号まで，第 10 号，第 13 号から第 17 号まで，第 19 号，第 23 号，第 27 号，第 28 号，第 31 号，第 35 号から第 43 号まで，第 46 号から第 48 号まで及び第 50 号」を「別表第 1 第 2 号から第 7 号まで，第 9 号，第 12 号から第 16 号まで，第 18 号，第 22 号，第 26 号，第 27 号，第 30 号，第 33 号から第 41 号まで，第 44 号から第 46 号まで，第 48 号及び第 49 号」に改める。

別表第 1 中第 1 号を削り，第 2 号を第 1 号とし，第 3 号から第 33 号までを 1 号ずつ繰り上げ，第 34 号を削り，第 35 号を第 33 号とし，第 36 号から第 49 号までを 2 号ずつ繰り上げ，第 50 号を第 48 号とし，同号の次に次の 1 号を加える。

(49) 公立大学法人神戸市看護大学

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし，別表第 1 第 48 号の次に 1 号を加える改正規定は，公立大学法人神戸市看護大学の成立の日から施行する。

（経過措置）

2 前項本文の施行の日から同項ただし書の施行の日までの間におけるこの条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 8 条の 2 の規定の適用については，同条中「，第 48 号及び第 49 号」とあるのは，「及び第 48 号」とする。

理 由

職員を派遣することができる団体を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体)

第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、別表第1第1号、第3号から第8号まで、第10号、第13号から第17号まで、第19号、第23号、第27号、第28号、第31号、第35号から第43号まで、第46号から第48号まで及び第50号に掲げる団体とする。

別表第1第2号から第7号まで、第9号、第12号から第16号まで、第18号、第22号、第26号、第27号、第30号、第33号から第41号まで、第44号から第46号まで、第48号及び第49号

別表第1 (第2条、第8条の2関係)

(1) 公益財団法人神戸都市問題研究所

(2)～(33) 略

(34) 一般社団法人神戸港振興協会

(35)～(50) 略

(1)～(32)

(33)～(48)

(49) 公立大学法人神戸市看護大学

第7号議案

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件
神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号から第12号までを次のように改める。

(10)及び(11) 削除

(12) 鳥獣捕獲業務手当

第6条中「，障害福祉部障害者福祉センター若しくは保健所保健センター，こども家庭局こども企画育成部総合療育センター若しくはこども家庭センター」を「若しくは保健所調整課，精神保健福祉センター若しくは保健センター，こども家庭局こども育成部総合療育センター，東部療育センター若しくは西部療育センター若しくはこども家庭センター」に，「要保護者等の生活扶助，医療扶助等のケースワーク業務に勤務公署外において従事するもの又は区役所保健福祉部生活支援課に勤務する職員で専ら生活保護を申請する者等との面接業務」を「ケースワーク業務のうち規則で定めるもの」に，「300円」を「500円」に改める。

第13条から第15条までを次のように改める。

第13条及び第14条 削除

（鳥獣捕獲業務手当）

第15条 鳥獣捕獲業務手当は，経済観光局農政部に勤務する職員で鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定により本市が策定する被害防止計画に基づく対象鳥

獣の捕獲のために山間部で行う業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額450円とする。

第34条中「200円」を「700円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

ケースワーク業務手当の支給対象及び支給額を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例 ぬきがき

(現 行)

(特殊勤務手当の種類)

第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 精神保健相談業務手当

(11) 児童保護訪問調査手当

(12) 削除

(13)～(36) 略

(ケースワーク業務手当)

第6条 ケースワーク業務手当は、保健福祉局生活福祉部保護課更生センター、障害福祉部障害者福祉センター若しくは保健所保健センター、こども家庭局こども企画育成部総合療育センター若しくはこども家庭センター又は区役所保健福祉部（区役所支所保健福祉課を含む。以下同じ。）に勤務する職員で要保護者等の生活扶助、医療扶助等のケースワーク業務に勤務公署外において従事するもの又は区役所保健福祉部生活支援課に勤務する職員で専ら生活保護を申請する者等との面接業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額300円とする。

(精神保健相談業務手当)

第13条 精神保健相談業務手当は、保健福祉局障害福祉部障害福祉課若しくは保健所精神保健福祉センター又は保健センターに勤務する職員で精神保健業務及び精神障害者の福祉に関する相談業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額300円とする。

(____は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

(10)及び(11) 削除

(12) 鳥獣捕獲業務手当

若しくは保健

所調整課、精神保健福祉センター若しくは保健センター、こども家庭局こども育成部総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター若しくはこども家庭センター

ケース

ワーク業務のうち規則で定めるもの

500円

第13条及び第14条 削除

(児童保護訪問調査手当)

第14条 児童保護訪問調査手当は、こども家庭局こども家庭センター又は区役所保健福祉部に勤務する保健師で市民等からの通報に基づいて行う児童保護に係る訪問調査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額300円とする。

第15条 削除

(児童保護業務緊急対応待機手当)

第34条 児童保護業務緊急対応待機手当は、こども家庭局こども家庭センターに勤務する職員で児童保護業務に係る緊急対応のために待機を命ぜられたものに対して支給し、その額は、1回につき200円とする。

(鳥獣捕獲業務手当)

第15条 鳥獣捕獲業務手当は、経済観光局農政部に勤務する職員で鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定により本市が策定する被害防止計画に基づき対象鳥獣の捕獲のために山間部で行う業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額450円とする。

700円

第 8 号議案

旅費条例の一部を改正する条例の件

旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

旅費条例の一部を改正する条例

旅費条例（昭和27年7月条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「在勤庁」の次に「（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）」を加え、同項第3号中「採用された職員」の次に「（本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となった者その他市長が定める職員に限る。）」を加える。

第19条第1項第1号ア中「船賃」の次に「，航空賃」を加える。

第26条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、任命権者の定めるところにより旅費を支給することができる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

扶養親族移転料の規定の見直し等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

旅費条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(用語の意義)

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁 _____

(常

_____を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。

時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所)

(3) 赴任 新たに採用された職員 _____

(本市の要請に

_____がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。

より国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となった者その他市長が定める職員に限る。)

(4), (5) 略

2, 3 略

(扶養親族移転料)

第19条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を住所又は居所から在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃 _____

, 航空賃

及び車賃の全額並びに日当，宿泊料，食卓
料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ，ウ 略

(2)，(3) 略

2 略

(旅費の調整)

第26条 略

2 任命権者は前項の規定の統一ある適用を図るた
めに，市長に協議して同項の規定を適用する場合
に関する基準を作成するものとする。

2 任命権者は，旅行者がこの条例の規定による旅
費により旅行することが当該旅行における特別の
事情により又は当該旅行の性質上困難である場合
には，任命権者の定めるところにより旅費を支給
することができる。

3 前2項

これら

第26号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件
神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例
神戸市手数料条例（平成12年3月31日条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改正する。

（手数料）

第2条第1号中「250円」を「150円」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

キオスク端末の証明書交付手数料を改定するにあたり、条例を改正する必要があるため。

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(手数料)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、
それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 租税その他諸収入金に関する証明 1種類
1年度につき 300円。ただし、キオスク端末(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。)により交付をする場合にあつては、1種類1年度につき 250円

150円

IV 報 告

(報告) 消費税率改定に伴う外郭団体等自主料金の改定

○公立大学法人 神戸市外国語大学

(改定の主な考え方)

現行の料金に税率改定分(1.10/1.08)を乗じ、料金単価1,500円以上は100円単位で、1,500円未満は50円単位で端数処理を行う。

施設名等	内容(単位:1時間)	現行	変更案
学舎	教室使用料	1,250円~1,850円	1,250円~1,900円
第2学舎	教室使用料	1,800円~5,700円	1,800円~5,800円
共同研究棟	教室使用料	300円~4,100円	300円~4,200円
大ホール	大ホール使用料	6,000円	6,100円
三木記念会館	会館使用料	6,000円	6,100円
学生会館	各施設使用料	600円~8,600円	600円~8,800円
楠ヶ丘会館	各施設使用料	900円~1,400円	900円~1,400円

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。